

# 災害予防編（共通）

## 【平成20年度修正案】

第1部	総則	.....	P	2
第2部	組織体制計画	.....	P	11
第3部	情報通信広報計画	.....	P	26
第4部	防災関係機関の連携推進計画	.....	P	32
第5部	避難対策計画	.....	P	40
第6部	医療救助計画	.....	P	52
第7部	交通・輸送計画	.....	P	57
第8部	食糧・物資調達供給計画	.....	P	65
第9部	保健衛生対策計画	.....	P	68
第10部	共助協働推進計画	.....	P	71
第11部	住宅対策計画	.....	P	76
第12部	文教対策計画	.....	P	80
第13部	農業災害対策計画	.....	P	82
第14部	被災者支援計画	.....	P	84

# 災害予防編（共通）

## 第1部

### 総則

【平成20年度修正案】

## 第1章 計画作成の目的

（旧）共通対策編 第1部 総則 「第1章 計画作成の目的」

### 第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、鳥取県の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を含め、防災に関する基本的事項を総合的に定めて防災活動を総括的かつ計画的に推進することにより、県土及び県民の生命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### 【「災害」の定義】

〔災害対策基本法第2条第1号〕

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害

〔災害対策基本法施行令第1条〕

政令で定める原因…放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故

### 第2節 県の自然条件の特性と既往の災害

昨今の異常気象により、日本中で過去に例を見ないような集中豪雨等が頻発し、過去の経験からは推し量れないような甚大な災害を引き起こしている。

また、我が国における地震活動についても活発化しており、近年では全国的に大規模地震が頻発し、東海・東南海・南海地震や、首都直下地震等についても、発生の切迫性が高まっている。

これらの自然災害は本県においてもいつ発生してもおかしくない状況にあり、これまで以上に警戒するとともに、防災体制の整備が必要になっている。（詳細については資料編参照）

### 第3節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき鳥取県防災会議が作成する「鳥取県地域防災計画」である。

鳥取県地域防災計画は、「災害予防編」「災害応急対策編」「震災対策編」「風水害等対策編」「大規模事故対策編」「原子力災害対策編」からなる。なお、「資料編」を別に定める。

### 第4節 計画の基本方針

1 この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的、計画的な災害対策の整備並びに推進を図るものであり、計画の樹立及び推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 県、市町村、防災関係機関及び住民それぞれの役割と連携
- (3) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (4) 災害対策事業の推進
- (5) 関係法令の遵守
- (6) 女性や災害時要援護者等の多様な視点を生かした対策の推進

具体的には、次に掲げる項目に基づき、実施体制の整備及び対策の推進に努めるものとする。

ア 実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成にすること。

イ 意志決定、住民ニーズの把握などを行う場合は、対象となる被災者についてどちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望などを十分反映すること。

ウ 災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障害の有無、性別による違いなどを十分反映した対策とすること。

2 この計画等を参考にして、市町村は災害対策基本法第42条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための市町村地域防災計画を作成しなければならない。

### 第5節 その他の法令に基づく計画との関係

災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

### 第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条第3項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

## 第7節 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めなければならない。

### (1) 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

### (2) 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災に対する知識の普及・意識啓発のため、あらゆる機会をとらえ、広報媒体を利用した広報の徹底を図るものとする。

## 第8節 県民の責務

災害対策基本法により、防災関係機関のみならず住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

県民は、「自らの生命は自ら守る、自ら危険を察知して適切な行動をとる」(自助)、「自分たちの地域は自分たちで守る」(共助)という考えに立ち、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、日ごろから自らの地域について知り、防災に関する知識を身につけ、備えや訓練などの防災活動に努めるとともに、災害発生時には、自己の安全を確保し、相互に協力して応急対策活動に努めるものとする。

具体的には、次のような行動を期待するものである。

### (1) 日頃の備え

ア 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

- ・本県の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。
- ・気象注意報や気象警報等に適切な行動が取れるよう発令内容の意味を理解する。

イ 家族でする防災

- ・家の中で危険なところを確認しておく。(家屋の耐震診断・改修や、家具等の固定などの安全対策もしておく)
- ・防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。(浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など)
- ・避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。
- ・災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。
- ・災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。(体験利用等を通じてを定期的に確認する。)
- ・家族一人ひとりの役割を話し合っておく。
- ・3日分の食料や水、非常持ち出し品を準備しておく。(ラジオも携帯する)
- ・備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。(特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。)

ウ 地域でする防災

- ・自主防災組織を結成し及び参加する。
- ・消防団に参加する。
- ・防災訓練や研修会に参加する。
- ・救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
- ・市町村と連携して地域の災害時要援護者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。

### (2) 災害が起こりそうなとき

ア 家族でする防災

- ・県、市町村やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。
- ・災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
- ・危険な場所に近づかない。
- ・危険が迫ってきたら、市町村長の発出する避難勧告等により、又は自ら自主的に避難する。
- ・定められた場所に安全に避難する。(切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる)
- ・避難は、自家用車は使わず原則徒歩で行う。

イ 地域でする防災

- ・情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。(特に災害時要援護者に配慮する)
- ・異常があれば、すぐ関係機関に通報する。

### (3) 災害が起こったとき

ア 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。

イ 家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。(被災建築物の応急危険度判定)

ウ 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

## **第9節 市町村地域防災計画に定める事項**

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村地域防災計画作成の目的
- 2 市町村地域防災計画の構成
- 3 市町村地域防災計画の基本方針
- 4 その他の法令に基づく計画との関係

## 第2章 防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第23章 防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚計画」  
（県防災局、県企画部、県文化観光局、県福祉保健部、県教育委員会、市町村、防災関係機関）

### 第1節 目的

この計画は、県、市町村及びその他防災関係機関等が、その職員及び住民に対し、住民の防災意識の高揚及び災害の予防又は災害応急措置など防災知識・技術の普及啓発を図り、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

### 第2節 実施方針

#### 1 実施責任者

県、市町村及び防災関係機関は、住民及び各々の組織の職員等に対し、災害予防及び応急対策に万全を期するため、防災に関する知識の普及啓発や、防災意識の高揚を図るものとする。

#### 2 実施方法

##### （1）体験・参加型防災イベントの開催

県、市町村及び防災関係機関は、県民の防災・防犯意識向上及び防災機関のさらなる連携を図るため、以下の基本方針のもと、「とっとり防災フェスタ」を実施し、防災力向上を図るものとする。

・次世代を担う子どもたちを中心に老若男女が安全に安心して暮らせる社会を築くこと。

・地震を想定した市街地での訓練を行うなど、防災意識の向上を図ること。

・県民が防災や防犯に関して参考となる知識や体験が得られるよう情報発信すること。

・防災、防犯に関連した安全安心な地域づくりについて、参画する機関や団体が実施している取組みを情報発信すること。

##### （2）防災研修会、防災講演会等の開催

県、市町村及び防災関係機関は、防災研修会や防災講演会等を開催し、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚に努める。

##### （3）学校における防災教育の実施

県及び市町村は、児童・生徒を対象として、自らの身の安全を守る行動や地域の安全に役立つ行動についての学習、防災や自然災害等について知識・理解を深める学習等を実施するものとする。

##### （4）広報媒体の活用

県・市町村等は、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌、パンフレット及びリーフレット等を活用して住民等に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の普及啓発を行うとともに、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、県は、防災ホームページにより、適切な行動に必要な防災知識や、防災情報の普及啓発を積極的に行うこととしている。

##### （5）体験型施設の活用

県・市町村等は、災害体験型施設を活用して住民等に自然災害（地震や台風など）の怖さ、備え方などを効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、県外施設についても有効に活用するものとする。

##### ア 県内の体験型施設

県保有起震車（愛称 グラットくん）

・震度2～7を自由に選択可能

・関東大震災等の過去の大地震（8種類）に近似した揺れを再現可能

##### イ 近県の体験型施設

人と防災未来センター（兵庫県） 山崎防災センター（兵庫県） 徳島県立防災センター（徳島県） など

##### （6）消防団及び自主防災組織との連携

県・市町村等は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図ると共に、消防団及び自主防災組織に防災研修会・訓練等の開催を積極的に働きかける。

##### （7）災害時要援護者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

県・市町村等は、災害時要援護者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに適した方法により行うものとする。

ア 視覚障害者 点字パンフレット、音声読み上げ機能に配慮したホームページ作成、音声教材等

イ 外国人 外国語版パンフレット等

#### 3 実施の時期

普及の内容により、イベントは過去に大きな風水害等が発生した日や各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで行うものとする。

また、内容に応じて、年間を通して計画的に実施するものとする。

- (1) 防災の日 毎年9月1日
- (2) 防災週間 毎年8月30日から9月5日まで
- (3) 水防月間 毎年5月1日から5月31日まで
- (4) 土砂災害防止月間 毎年6月1日から6月30日まで
- (5) 防災とボランティアの日 毎年1月17日
- (6) 防災とボランティア週間 毎年1月15日から21日まで
- (7) 鳥取県西部地震発生の日（平成12年10月6日発災） 毎年10月6日
- (8) 鳥取地震発生の日（昭和18年9月10日発災） 毎年9月10日

### **第3節 市町村地域防災計画に定める事項**

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

#### **1 市町村による防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚施策の推進**

- (1) 防災研修会、防災講演会等の開催
- (2) 学校における防災教育の実施
- (3) 新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌、パンフレット及びリーフレット等の広報媒体の活用
- (4) 体験型施設の活用
- (5) 消防団及び自主防災組織との連携
- (6) 災害時要援護者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

## 第3章 防災訓練

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第25章 防災訓練計画」  
（県防災局、県土整備部）

### 第1節 目的

- ・防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価、実効性の検証
- ・防災関係機関相互の協力の円滑化
- ・防災関係機関の日常の取組みを検証、評価
- ・県民の防災に関する意識の高揚と知識の向上

### 第2節 基本方針（防災訓練を実施する場合の指針）

#### 1 実践的、効果的な訓練の推進・評価

- （1）準備段階
  - ・シナリオ（状況設定、被害想定、応急対策事項）をより実践的に作成
  - ・防災関係機関、住民の役割を確認
  - ・問題点等の抽出発見に努め、防災体制の実効性の検証を実施
- （2）訓練方法
  - ・実動訓練、図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式で実施
- （3）訓練終了後
  - ・問題点の取りまとめ（シナリオ作成途上で判明したもの、参加者からの意見徴収等）
  - ・訓練の客観的な分析・評価
  - ・課題等の明確化
  - ・訓練の在り方、マニュアル等の見直しを行い、実効性のある防災体制の維持、整備

#### 2 広域的な訓練の推進

- ・消防、警察、自衛隊等と緊密に連携し、広域的なネットワークを活用した訓練の実施
- ・相互に締結した協定等に基づく応援訓練の推進

#### 3 広報の充実・県民参加型訓練の工夫・充実

- ・県民が積極的に参加できるように訓練内容を工夫・充実
- ・マスコミと連携を図り、防災訓練の広報の充実
- ・県民に対する防災に関する知識取得、意識啓発の機会となるよう工夫

#### 4 計画的な訓練の推進

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種図上訓練等による計画的な訓練の実施</li> <li>・日ごろからの自己研さん・自己啓発</li> <li>・防災担当者不在時のバックアップ体制整備<br/>（各業務ごとに担当者不在を想定）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織的な体制作り</li> <li>・防災担当者の災害対応能力の向上</li> </ul> |
|--|---|

#### 5 訓練後の評価等

県、市町村及びその他防災関係機関は、各訓練の実施結果について検討・評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。

### 第3節 訓練計画

訓練の企画立案並びに実施に当たっては、地域の特性や季節的な要因等を考慮するとともに、防災関係機関、地域住民等の参加を得て、より実践的なものとなるよう努めるものとする。

#### 1 総合防災訓練

- （1）訓練の意義
  - 以下のとおり、災害発生時の初動体制を直接に担う県・市町村が関係防災機関、住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制が十分その機能を発揮できるよう努めることが必要である。
    - ・自衛隊、海上保安庁等の関係機関と協力
    - ・自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と相互に適切な役割分担
- （2）地域の実情に応じた訓練
  - ・過去の災害履歴等を踏まえ、特に訓練の必要性が高い災害を想定
  - ・地域の実情に即して訓練を実施
- （3）住民が防災を考える機会の提供
  - ・地域住民の意見、提案等が反映されるよう努める（計画作成、結果分析、評価）
  - ・訓練内容、住民参加、広報の方法や形態について工夫  
（県民が災害発生時の行動の在り方について考える機会となる）

- (4) 地域住民等の連帯による自主的な防災訓練の普及推進（地域防災力の向上）
  - ・幅広い層の住民が参加する訓練の普及に努める
  - ・地域の防災拠点（学校等）における訓練実施の推進
  - ・事業所、ボランティア等が実施する訓練に住民や他の関係機関が参画
- (5) 防災知識の普及・災害に強いまちづくりの推進
  - ・地域の自然的・社会的条件に関する正しい知識の普及（過去の災害の教訓を伝承）
  - ・家屋の耐震構造の強化等について積極的に周知
- (6) ボランティア団体等との連携
  - ・訓練への参加を求め、可能な連携に努める
- (7) 集中豪雨時等における情報伝達及び災害時要援護者の避難訓練
  - ・集中豪雨発生時等の情報収集、避難準備（要援護者避難）情報・避難勧告・指示の発出及び住民に対する情報伝達
  - ・高齢者等の災害時要援護者への情報伝達、避難支援、救出
- (8) 実施要領の策定
 

実施に当たり、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等を示した「総合防災訓練実施要領」を策定

## 2 災害警戒本部、災害対策本部（現地災害対策本部、災害対策地方支部）運営訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集、分析等本部の運営を適切に行うため、災害警戒本部、災害対策本部（現地災害対策本部、災害対策地方支部）運営訓練を実施する。

## 3 水防訓練

住民の防災知識の高揚と、出水時における水防体制の万全を期するため、県主催により、市町村、消防局、国土交通省、警察その他関係機関、団体の参加、協力を得て、県下三大河川（千代川、天神川、日野川）を中心として年1回実施するものとする。実施時期、実施方法についてはその都度定めるものとし、その訓練項目は水防計画に定められているものを主体とする。また、市町村においても指定水防管理団体はもちろんのこと、その他の市町村においても積極的に水防訓練を実施するものとする。

## 4 消防訓練

消防機関及びその他防災機関は、災害時において消火、救助活動に当たる消防機関の消防戦術上における活動を円滑にするため、消防訓練を実施するものとする。

訓練は、公設消防機関と自衛消防隊（防火対象物の権原者が組織するもの）が行うものとに区分し、実施時期等については、それぞれの機関において年次計画を樹立し、随時行うものとする。

## 5 避難救助訓練

市町村、消防機関及びその他防災関係機関は、それぞれの計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、必要に応じて警察、消防等関係機関の協力を求め、避難救助訓練を水防、消防等の防災訓練及びその他の災害防ぎょ活動と併せて、又は単独で実施するものとする。図上訓練の実施に当たっては、避難場所、避難経路の確認、誘導方法等の訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業場、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入りする施設にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難についての設備を整備し、消防計画に基づき訓練を実施する。

## 6 情報伝達訓練

県、市町村及びその他防災関係機関は、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実に伝達されるように、各設備及び機器等の習熟を図り、災害時を想定して情報の伝達訓練を行うものとする。訓練を実施する時期は、県、市町村等が調整を図って行うものとする。

## 7 非常通信訓練

県、市町村及びその他防災関係機関は、災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速、確実に伝送することに習熟するため、非常通信協議会において非常通信訓練を年1回以上実施する。訓練時期は、台風、雪害等の発生が予想される前に実施するものとするが、中央、地方協議会において実施される非常通信訓練との調整を図って実施するものとする。

## 8 非常招集訓練

県、市町村及びその他防災関係機関は、災害対策活動の従事者が有事に際し、短時間に参集できるよう、次の項目に留意して、非常招集訓練を実施する。

- (1) 招集対象者 (2) 招集の基準及び区分 (3) 業務分担、配置要領
- (4) 非常招集命令の伝達方法 (5) 集合の方法、所要時間

## 9 救急医療訓練

(1) 県、消防局、医療機関その他防災関係機関は、災害時における救急医療を迅速、的確に行うため、避難救助訓練等と併せて、又は単独で救急訓練及び傷病者受入訓練等を計画実施するものとする。

(2) 訓練実施に当たっては、集団的に死傷者が発生した場合は人員等の資源に限られることを想定し、関係機関相互の連携に重点をおいて実施するものとする。

## 10 簡易型災害図上訓練（DIG）

県及び市町村等は、地域（自主防災組織、消防団、町内会、自治会等）職域（学校、病院、事業所等）に対して、防災意識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える簡易型の災害図上訓練を推進し実施するものとする。

#### 11 避難所運営訓練

市町村は、災害時の避難所（二次避難所）の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力を得て避難所運営訓練を実施するものとする。

### 第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

#### 1 市町村が実施する各種訓練

- (1) 総合防災訓練 (2) 本部運営訓練 (3) 水防訓練 (4) 消防訓練 (5) 避難救助訓練  
(6) 情報伝達訓練 (7) 非常通信訓練 (8) 非常招集訓練 (9) 救急医療訓練  
(10) 簡易型災害図上訓練(D I G) (11) 避難所運営訓練

# 災害予防編（共通）

## 第2部

### 組織体制計画

【平成20年度修正案】

## 第1章 防災体制の整備

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第1章 防災体制の整備計画」「第2章 防災拠点の整備計画」「第19章 応援協定の充実化」第3部 災害応急対策計画「第32章 災害救助法の適用」

（市町村、県関係部局、各関係機関）

### 第1節 目的

この計画は、あらかじめ防災関係機関の防災体制及び施設の整備を行い、災害予防対策及び災害応急対策活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

### 第2節 鳥取県防災会議

- 1 鳥取県の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として、災害対策基本法第14条の規定に基づき、鳥取県防災会議が置かれている。
- 2 県防災会議は、平時においては、鳥取県地域防災計画の修正及び同計画に定める諸施策の推進等を行う。
- 3 県防災会議は、本県の地域に係る災害が発生した場合においては、当該災害に係る情報の収集や県、関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を行う。
- 4 また、非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進する。

### 第3節 防災関係機関の防災組織

- 1 各指定地方行政機関、市町村、各指定公共機関、各指定地方公共機関等は、災害時における防災事務又は業務を迅速に処理するため、それぞれの防災業務計画又は防災に関する計画等による組織を整備するものとする。
- 2 市町村は、県に準じて防災組織計画を定めるものとし、次の事項について、あらかじめ定めておくものとする。
  - (1) 市町村長が不在の場合の本部長代行順位及び避難勧告発令などの市町村長権限移譲順位
  - (2) 庁舎が被災した場合の市町村災害対策本部設置の代替場所等

### 第4節 その他の防災体制の整備

#### 1 県の体制

県においては、防災に関する組織・体制の整備及び強化に努める。

- (1) 防災及び危機管理に関する条例の制定  
「自助」「共助」「公助」の連携のもと、防災・危機管理対策を総合的に推進し、地域防災力の向上を図ることを目的とした鳥取県防災・危機管理対策条例（仮称）を制定する。
- (2) 防災監の設置  
 県における防災分野での活動を統括し、防災に専ら従事する専門職として、防災監を設置する。
- (3) 夜間及び休日等の待機体制（24時間体制）  
 夜間及び休日における災害発生等の緊急事態に即応するため、県庁第二庁舎に常時県職員等の要員を2名以上待機させ、迅速かつ確かな情報収集・伝達等の初動対応を図る。
- (4) 職員参集システム  
 非常時における迅速な職員参集等のため、電子メールを活用した職員参集システムを整備、運用する。なお、配信先や配信情報（気象情報や地震情報等）、配信先からの情報収集など、有効性について適宜見直しを実施する。
- (5) 防災データベース（県庁内データベース）の運用  
 県民の生命、身体及び財産に影響を及ぼす各種災害等に係る県庁内での全庁的な情報の共有を図り、災害対策等の円滑な実施に資するため、県庁LANにデータベースを整備、運用する。
- (6) 県防災ホームページ「鳥取県の防災」の運用  
鳥取県公式サイトとインターネット内において、防災ホームページを運用し、県民の適切な行動に役立つ防災知識や情報、行政や関係機関の適切な対応や支援に必要な情報を県民、市町村、関係機関に一元的に提供する。
- (7) 災害対策要領（マニュアル）等の整備、周知  
各防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種災害対策要領（マニュアル）を整備し、防災訓練等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは広く関係職員に周知し、その習熟を図るものとする。
- (8) その他の留意事項
  - ア 県の各部局が実施する災害予防対策の所掌については、別表「県の各部局等所掌事務（災害予防対策）」のとおり
  - イ 各課（室）長は、所掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定め、事務処理体制を整備しておくものとする。
  - ウ 県が実施する防災に関する事務の所管は、鳥取県地域防災計画の定めによるものとする。

#### 2 市町村の体制

市町村は、以下の対策をはじめとして、災害時に即応すべき適切な体制の整備及び強化に努めるものとする。

(1) 組織体制の強化

市町村は、首長に代わって常に防災のことを考える組織や、防災専任又は防災にかなりの比重を置く幹部職員を配置するとともに、迅速かつ確かな初動体制を整備するよう努めるものとする。

(2) マニュアル等の整備

市町村は、防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種のマニュアルを整備し、防災訓練等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは広く関係職員に周知するものとする。

(3) 市町村合併に伴う防災体制の再構築

合併を行った市町村は、防災に係る組織体制、災害時の情報伝達の連絡網や防災行政無線等の連絡手段等、防災体制の再構築に努める。

(4) その他

市町村は、市町村に共通する又は広域的な課題を検討するため、県内4市と各郡代表の町村等で構成する防災対策研究会を活用し、必要な研究・検討を行う。県は、市町村の研究・検討に必要な支援を行う。

### 3 関係機関の体制

その他の防災関係機関においては、それぞれが持つ防災に関する計画等に基づき、災害時に即応すべき適切な体制を整備するものとする。

## 第5節 応援協定の充実化

県、市町村及び防災関係機関は、被災県・市町村の防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ確実に実施するため、災害時に備えて行政機関や企業、職種団体等とあらかじめ応援協定等を締結し、人的・物的な支援を求め、支援を行う体制を構築する。

### 1 県が締結する応援協定等

県において締結している防災に関する主な協定等及び締結先は資料編のとおり。

### 2 県が締結する応援協定の維持管理及び注意事項

(1) 応援協定等の維持管理

ア 締結した応援協定については、各担当課において応援内容、物資の調達能力、要請方法、連絡先等を定期的に確認し、協定の実効性を確保するものとする。

イ 協定の締結担当課と応援要請の担当課が異なる場合等、担当課が複数に及ぶ場合には、各課で随時必要な調整を図って情報共有するとともに、業務の分担を明確にしておくものとする。

ウ 必要に応じて応援協定の締結状況を市町村に周知するものとする。

エ 特に異常現象の通報に係るものについては、県・市町村・関係機関の担当部局・部署に対して迅速確実に伝達される必要があるため、休日・夜間を含めた伝達ルートを確認するよう随時体制を点検するものとする。

オ 応援協定に基づく物資輸送等に当たり、必要性が見込まれる場合には、あらかじめ緊急通行車両の事前登録を行うよう調整を図るものとする。（【災害応急対策編】第7部第4章「緊急通行車両の確認」参照）

(2) 応援協定等の注意事項

ア 応援協定等の締結は、原則として各担当課が行い、締結後は防災チームに報告するものとする。

イ 【震災対策編】第1部第2章「被害想定」等を踏まえ、発災時に必要となる物資等が、現在の備蓄物資や応援協定に基づく流通備蓄で充足するか随時検討し、必要に応じて協定等の拡充を行うものとする。

ウ 協定等拡充の必要性については、応援要請から実際に応援が行われるまでに要する時間や、物資の供給能力等を協定の相手先ごとに勘案し、判断するものとする。

エ 地理的な条件等を勘案し、災害に即応できる地元企業・職種団体等と、同時被災のおそれが低い遠隔地の企業等とを組み合わせる等、多様なケースに対応できる体制を整備するものとする。

オ 物資・食糧品の調達先については、発災後なるべく早い段階で、できるだけ地元企業との応援協定に基づいて調達を行う等、地元経済の復旧・復興にも配慮するよう努めるものとする。

### 3 市町村が締結する応援協定

(1) 市町村は、県に準じて応援協定の締結及び維持管理を行うよう努めるものとする。

(2) 県が締結している応援協定を把握し、防災対策を講じる上で参考にできるよう努めるものとする。

## 第6節 防災拠点の整備

### 1 防災拠点の種類と整備主体及び配置の考え方

防災拠点の種類、整備主体及び配置に係る基本的な考え方は次のとおりとし、拠点が相互に補完し合う体制を整備することに努めるとともに、災害時には被災地への人員、物資等の確実な投入等が図られるよう努めるものとする。

特に広域防災拠点は、災害発生時の情報の収集・伝達、物資の備蓄、応援部隊（緊急消防援助隊、自衛隊等）の集結・出動・宿営、救援物資の集積・配分、医療等の災害応急活動を行う前線拠点として位置付け、整備を図るものとする。

- (1) 広域防災拠点  
県の基幹となる拠点として、県が東中西部圏域ごとに既存施設の利用を基本に整備する。
- (2) サブ拠点  
本県の地勢等を勘案し、広域防災拠点を補完する拠点として県が東西部圏域に整備する。
- (3) 地域防災拠点  
市町村の地勢等を勘案し、現地活動拠点や中短期の避難地として、市町村が校区単位等に整備する。

## 2 広域防災拠点等の確保

- (1) 県内の広域防災拠点として、次の施設を候補として順次整備するものとし、利用計画の策定、施設管理者等との協定の締結を図るものとする。

圏域	施設名	施設管理者等
東部圏域	布勢総合運動公園	指定管理者制度による指定管理者
中部圏域	東郷羽合臨海公園南谷広場	指定管理者制度による指定管理者
西部圏域	鳥取県消防学校	施設管理者 鳥取県

- (2) サブ拠点については、県有既存施設又は国・市町村の既存施設から利用可能な施設を選定し、順次整備を進めるものとする。
- (3) 救援物資の集積・配分拠点として農協施設を活用する仕組みを構築するものとする。（「災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定」を県内4農業協同組合と締結）
- (4) 整備に当たっては、応援部隊の受援に供する施設や、物資の集積場所が、市町村の指定避難所と重複することがないように必要な調整に努める。

## 3 県の防災拠点等の確保及び整備

- (1) 県災害対策本部室の設置  
災害対策の中核機能として、災害対策本部室を県庁第2庁舎に設置。
  - ・通信設備等を常備常設
  - ・防災情報システム（県防災行政無線、ヘリコプターテレビ電送システム、震度情報ネットワークシステム等）
  - ・災害対策本部、災害対策本部事務局、報道用の各スペースを一室に確保
  - ・緊急消防援助隊や自衛隊等の受援や、国・他県等の職員等の受け入れが必要な場合は県庁第2庁舎に会議室を確保
- (2) 災害対策本部及び支部の活動拠点の整備  
災害対策本部及び支部の実施部の活動拠点として、県庁庁舎（本庁舎・第2庁舎等）及び各総合事務所について、対災害性を確保する。（耐震化・浸水対策・受援スペースの整備）
- (3) 物資の備蓄用拠点の整備  
防災物資・資機材は東中西部各圏域単位に分散備蓄することとし、なるべく既存の県有未利用施設を順次備蓄倉庫として整備する。

圏域	施設名	摘要
東部圏域	防災資機材倉庫（鳥取市秋里）	
	旧鳥取空港建設事務所（鳥取市湖山町北4）	使用についての覚書を締結
中部圏域	検討中	暫定措置として中部総合事務所2号館に配備
西部圏域	西部総合事務所防災資機材倉庫（米子市鞆町1）	浸水時を想定し、日野川兩岸の施設に分散配備
	鳥取県消防学校（米子市流通町）	

## 4 拠点施設等の浸水対策

- 災害応急活動を行う拠点施設等は、水災害に備え、あらかじめ浸水対策に努めるものとする。
  - ・拠点施設（県庁舎、県立病院、備蓄倉庫）・公用車の浸水予防対策
  - ・浸水等により拠点施設が使用不能となった場合の対策（代替施設の確保等）

## 第7節 災害救助基金

- 1 県は、災害救助法による救助に要する費用等の支弁財源に充てるため、災害救助法第37条の規定により災害救助基金を積み立てるものとする。
- 2 なお、同基金の運用により、災害救助法による救助に要する給与品を必要に応じて備蓄物資（現在、災害救助用毛布4,000枚備蓄）として事前購入する。

## 第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村防災会議に係る事項

(1) 組織      (2) 所掌事務

- 2 市町村の防災に関する組織・体制の強化
- 3 応援協定の締結及び維持管理
- 4 市町村の地域防災拠点の現況及び整備方針
- 5 その他必要な事項

## 別表「県の各部局等所掌事務（災害予防対策）」

構成		所掌業務
部	課	
防災局 主管： 防災チーム	防災チーム	1 防災対策の総括に関すること
		2 防災会議に関すること
		3 防災対策に係る総合企画及び連絡調整に関すること
		4 局内及び総合事務所県民局（防災対策に限る）との連絡調整に関すること
		5 気象情報の受信及び関係先への伝達に関すること
		6 被害情報の収集及び伝達に関すること
		7 市町村の一般被害情報の収集に関すること
		8 防災関係機関からの被害情報等の収集に関すること
		9 中央防災会議等に対する報告及び連絡に関すること
		10 防災関係機関の応援、活動調整に関すること
	危機管理チーム	1 危機管理対策の総括に関すること
		2 危機管理対策に係る総合企画及び連絡調整に関すること
		3 防災訓練に係る総合企画及び連絡調整に関すること
		4 局内及び総合事務所県民局（危機管理対策に限る）との連絡調整に関すること
		5 危機管理対策に係る市町村との連絡に関すること
		6 防災及び危機管理対策に係る自衛隊との連絡に関すること
		7 防災及び危機管理対策に係る海上保安庁との連絡に関すること
		8 災害時緊急支援チームの平常時の運営に関すること
		9 職員災害応援隊の平常時の運営に関すること
		10 その他他課の所管に属しない危機管理及び訓練に関すること
	消防チーム	1 防災及び危機管理対策に係る消防機関との連絡に関すること
		2 高圧ガス及び火薬類の安全対策に関すること
		3 危険物の保安対策に関すること
		4 緊急消防援助隊の派遣及び受援に関すること
		5 広域防災拠点等の確保に関すること
		6 消防防災ヘリコプターの運航に関すること
		7 航空応援の調整に関すること
総務部 主管： 総務課	総務課	1 部内及び総合事務所（他課の所掌に属するものを除く）県外事務所との連絡調整に関すること
		2 県有財産（建築物）の耐震化の推進に関すること
		3 職員宿舍の防災対策に関すること
		4 庁舎及び構内の管理、警備に関すること
		5 有線電話に関すること
		6 その他部内他課の所管に属しないこと
	県民室	1 災害時における個人情報保護に係る事務の総括に関すること
	行財政改革局人事・評価室	1 職員の動員に関すること 2 国及び他の都道府県職員の派遣要請に関すること 3 その他必要な人事に関すること
行財政改革局業務効率化室	1 県の業務継続の推進の総括に関すること	
行財政改革局自治研修所	1 防災に係る研修に関すること	
人権局人権推進課	1 災害時の人権保護対策の総括に関すること	
財政課 税務課	1 所掌業務に関連する防災対策に関すること	

	行財政改革局給与室 行財政改革局福利厚生室 人権局同和対策課 庶務集中局各課	
企画部 主管： 政策企画課	政策企画課	1 部内及び総合事務所県民局（所掌業務に関連する防災対策に限る）の連絡調整に関すること 2 全国知事会との調整に関すること 3 その他部内他課の所管に属しないこと
	青少年・文教課	1 私立学校（幼稚園を除く）、私立専修学校、私立各種学校及び高等教育機関の防災対策に関すること
	男女共同参画推進課	1 男女共同参画の視点を生かした防災及び災害応急対策の総括に関すること
	地域づくり支援局情報政策課	1 情報通信施設等の防災対策に関すること 2 庁内LANの防災対策に関すること
	次世代改革室 統計課 協働連携推進課 広報課 地域づくり支援局自治振興課 地域づくり支援局移住定住促進課 地域づくり支援局交通政策課	1 所掌業務に関連する防災対策に関すること
	文化観光局 主管： 文化政策課	文化政策課 交流推進課 観光政策課
福祉保健部 主管： 福祉保健課	福祉保健課	1 部内及び総合事務所福祉保健局（所掌業務に関連する防災対策に限る）との連絡調整に関すること 2 災害救助法による救助計画及び実施に関すること 3 市町村に対する災害救助の指導に関すること 4 災害時要援護者の避難対策の総括に関すること 5 その他部内他課の所管に属しないこと
	障害福祉課	1 身体・知的障害者（児）の避難対策に関すること
	長寿社会課	1 老人の避難対策に関すること
	子育て支援総室	1 母子及び児童の避難対策に関すること 2 救援物資等の調達、保管、配分に関すること
	医療政策課	1 災害救助活動における医療、助産に関すること 2 一般医療機関の防災対策に関すること 3 医療救護ボランティアの受入れに関すること 4 傷病者の搬送の調整に関すること 5 緊急時被ばく医療措置の総合調整に関すること
	医療指導課	1 毒物・劇物の安全対策に関すること 2 医薬品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること
	健康政策課	1 精神障害者の避難対策に関すること
	生活環境部 主管： 環境立県推進課	環境立県推進課
環境立県推進課	水・大気環境課	1 飲料水の供給に関すること（ボトルウォーターの供給を除く） 2 トイレ対策の総合調整に関すること
	循環型社会推進課	1 災害廃棄物の処理に関すること
	くらしの安心推進課	1 生活関連物資の調達に関すること（仮設トイレ、携帯トイレ、飲料水（ペットボトルのみ）を含む） 2 災害救助活動における埋葬等に関すること

	住宅政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公営住宅の防災対策に関すること</li> <li>2 応急仮設住宅等の建設資機材の調達に関すること</li> <li>3 被災者住宅再建支援に関すること</li> <li>4 被災者生活再建支援に関すること</li> <li>5 建築物の耐震化の推進に関すること</li> <li>6 建築資材の調達及びあっせんに関すること</li> <li>7 被災建築物の応急危険度判定の実施及び復旧の技術基準に関すること</li> <li>8 地震災害時の被災建築物の被害認定の技術的支援に関すること</li> </ol>
	景観まちづくり課 公園自然課 衛生環境研究所 消費生活センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌業務に関連する防災対策に関すること</li> </ol>
商工労働部	経済雇用政策総室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内及び総合事務所県民局（所掌業務に関連する防災対策に限る）との連絡調整に関すること</li> <li>2 企業の事業継続の取組みに関すること</li> <li>3 その他部内各課の所管に属しないこと</li> </ol>
主管： 経済雇用政 策総室	産業振興戦略総室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌業務に関連する防災対策に関すること</li> </ol>
商工労働部 農林水産部	市場開拓局各室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌業務に関連する防災対策に関すること</li> </ol>
農林水産部	農政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内及び総合事務所農林局との連絡調整に関すること</li> <li>2 その他部内他課の所管に属しないこと</li> </ol>
主管： 農政課	生産振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の食糧の調達に関すること</li> </ol>
	耕地課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地、農業用施設（ため池・頭首工・用排水路・揚水機場・農道等）の防災対策に関すること</li> </ol>
	農林総合研究所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業気象に関すること</li> <li>2 農作物、畜産物等の被害に関する技術対策の総括に関すること</li> </ol>
	水産振興局水産課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁業被害が想定される海上災害に係る予防及び防除活動に関すること</li> </ol>
	農業大学校 経営支援課 畜産課 林政課 森林保全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌業務に関連する防災対策に関すること</li> </ol>
県土整備部	技術企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内及び総合事務所県土整備局との連絡調整に関すること</li> <li>2 被災宅地危険度判定に関すること</li> <li>3 建設用資機材の調達に関すること</li> </ol>
主管： 技術企画課	道路企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋りょうの耐震化の推進に関すること</li> <li>2 道路の除雪計画及び実施に関すること</li> <li>3 緊急輸送道路等の指定に関すること</li> </ol>
	河川課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川及び海岸の維持管理に関すること</li> <li>2 水防活動の総括及び水防管理団体の指導に関すること</li> <li>3 水防情報等の収集連絡に関すること</li> <li>4 治水ダムの管理に関すること</li> </ol>
	治山砂防課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂災害の防止対策に関すること</li> </ol>
	空港港湾課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空港・港湾・漁港の災害の予防に関すること</li> </ol>
	県土総務課 道路建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌業務に関連する防災対策に関すること</li> </ol>
行政監察監	行政監察室 公益法人・団体指導室 建設事業評価室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌業務に関連する防災対策に関すること</li> </ol>
総合事務所	県民局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務所の防災対策の総括に関すること</li> <li>2 庁舎及び構内の管理、警備に関すること</li> <li>3 職員宿舍の防災対策に関すること</li> <li>4 災害対策本部地方支部の防災訓練及び研修に関すること</li> <li>5 その他事務所内他局の所管に属しないこと</li> </ol>
	福祉保健局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医薬品及び衛生資材の備蓄に関すること（日野総合事務所を除く。）</li> <li>2 災害救助基金の事前購入物資の備蓄に関すること</li> <li>3 感染症発生防止及び対応に係る資材の備蓄に関すること</li> <li>4 医療救護に係る物品等の準備及び訓練に関すること</li> </ol>

		5 原子力防災に係る体表面測定車の平常時の運行管理及び訓練に関すること (中部総合事務所に限る。)
	生活環境局	1 環境放射線モニタリングの実施に関すること(中部総合事務所及び西部総合事務所に限る。)
	農林局	1 農林水産業施設の維持及び管理に関すること 2 農林水産業防災に関すること
	県土整備局	1 道路、河川、港湾、海岸、治山及び砂防施設の維持及び管理に関すること 2 水防現地指導隊に関すること 3 建設用資機材の調達に関すること
	県税局	1 所掌業務に関連する防災対策に関すること
出納局	会計管理室 出納室	1 所掌業務に関連する防災対策に関すること
主管： 会計管理室		
企業局	経営企画課	1 局内及び事務所等の連絡調整に関すること 2 その他局内他課の所管に属しないこと
主管： 経営企画課	工務課	1 県営発電所及び工業用水施設の防災対策に関すること
病院局	総務課	1 局内及び病院との連絡調整に関すること 2 県立病院の防災対策に関すること
教育委員会	教育総務課	1 教育委員会内の連絡調整に関すること 2 市町村教育委員会との災害対策に係る連携に関すること 3 その他教育委員会事務局各課の所管に属しないこと
主管： 教育総務課	教育環境課	1 学校において管理する危険物の保全指導及び必要な対策に関すること 2 児童生徒等の集団避難及び地域住民の避難救助等に県立学校施設等が利用される場合の必要な措置に関すること 3 県立学校災害対策(施設・設備)に係る指導及び必要な対策に関すること
	小中学校課	1 学校運営の応急措置に関すること(公立の幼稚園、小学校及び中学校)
	特別支援教育課	1 学校運営の応急措置に関すること
	高等学校課	1 学校運営の応急措置に関すること
	福利室 教育センター 家庭・地域教育課 図書館 人権教育課 文化財課 博物館 体育保健課 スポーツセンター	1 所掌業務に関連する防災対策に関すること
県警本部	警備第二課	1 応援要請に関すること
主管： 警備第二課	総務課	2 通信の確保に関すること
	警察県民課	3 交通の確保に関すること
	会計課	4 その他県警察災害警備計画に定める警察活動に関すること
	警務課	
	教養課	
	厚生課	
	情報管理課	
	監察官室	
	生活安全企画課	
	少年課	
	生活環境課	
	地域課	
	通信指令課	
	自動車警ら隊	
	捜査第一課	
	捜査第二課	
	組織犯罪対策課	
	鑑識課	

科学捜査研究所 交通企画課 交通指導課 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊 警備第一課 機動隊 警察学校	
--	--

## 第2章 配備及び動員体制の整備（新設）

（県防災局ほか関係各部署）

### 第1節 目的

この計画は、災害時において災害を防ぎよし、またはその拡大を防止するために、平素から防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

### 第2節 関係機関の配備体制の整備

- 1 指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、防災活動を推進するため配備体制を整えておくものとする。
- 2 また、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関の災害応急対策実施責任者は、それぞれ平素から災害時における動員体制を確立しておくものとする。

### 第3節 県の動員体制の整備

#### 1 本庁

##### （1）防災行動マニュアルの作成

- ア 災害の防止、軽減並びに災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、各部（局）は前節の配備体制に応じた各課（室）ごとの防災行動マニュアルを作成し、連絡体制を整えるとともに各課（室）ごとの配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- イ 各部（局）長は情勢に応じ、必要と認める範囲内において、動員数を適宜増減することができる。
- ウ 防災行動マニュアルは、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。
- エ 各部（局）の主管課は、部（局）内の防災行動マニュアルをとりまとめ、各年度当初に防災チーム長に報告するものとする。また変更があった場合は、その都度報告するものとする。

##### （2）防災連絡責任者

###### ア 防災連絡責任者の設置

各部署の主管課及び支部を所管する主管機関（以下「主管課等」という。）並びに出先機関を含めた部局内または支部を構成すべき機関に、災害発生又は災害発生のおそれがある場合の動員に係る総括責任者として防災連絡責任者を置く。

###### イ 防災連絡責任者の報告及び把握

（ア） 主管課等は、各年度当初に主管課等の防災連絡責任者（正・副）を防災チーム長に報告するものとする。

なお、変更があった場合は、その都度報告するものとする。

（イ） また、主管課等は、出先機関を含めた部局内または支部を構成すべき機関の防災連絡責任者を把握しておくものとする。

##### （3）動員配備の系統

各課（室）においては、防災行動マニュアルにおいてあらかじめ動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

#### 2 地方機関

地方機関における動員体制についても、本庁と同様に定めておくものとする。

#### 3 職員参集システムの整備・運用

県（防災局）は、災害発生又は災害発生のおそれがある情報を入手した場合、当該情報を迅速に職員へ配信するため、職員参集システムを整備及び運用する。

##### （職員参集システムの概要）

配信対象者に対し、携帯電話メールにより地震・津波及び気象警報・注意報を自動配信。（その他の緊急情報（危機管理事案等）は、必要に応じて防災局より手動配信。）

##### 【配信する情報】

- 1 地震情報（震度3、震度4・5弱、震度5強以上）
- 2 津波警報・注意報（津波注意報、津波警報・大津波警報）
- 3 気象警報・注意報（警報：大雨・洪水・高潮・大雪・暴風・暴風雪・波浪、注意報：大雨・洪水・高潮・大雪）
- 4 その他緊急情報（危機管理事案等）

### 第4節 平時から職員が講じておくべき対策

#### 1 災害時における役割の把握

県の職員は、各所属で作成する防災行動マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動を

理解し必要な対策を平時から講じておくものとする。

## 2 家庭等で被災しないための対策

県の職員は、それぞれが災害応急対策を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に登庁できる体制を平時から整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策を講じておくものとする。

- (1) 住宅の耐震化
- (2) 家具等の転倒防止対策
- (3) 家庭内での備蓄（非常用食料、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）
- (4) その他、鳥取県防災ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/bosaihp/>）の「日頃の備え」に記載する取り組み

## 3 災害発生時の家族等との連絡方法の確認

県の職員は、災害発生時に業務に専念できるよう、災害用伝言ダイヤル等の、災害時の家族との安否確認の方法を平素から把握確認しておくものとする。

## 4 登庁経路の危険度の把握

県の職員は、登庁経路における危険度（土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化など）を把握し、災害時の通行経路や登庁手段等を検討しておくものとする。

## 第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村職員の配備・動員体制の整備
- 2 市町村職員が平時から講じておくべき対策

## 第3章 職員派遣体制の整備（新設）

（県防災局ほか関係各部署）

### 第1節 目的

この計画は、災害時の応急対策を実施する人員及び被災市町村等を応援する人員の確保及び派遣について定めることを目的とする。

### 第2節 職員派遣体制の整備

#### 1 派遣職員の把握

(1) 県（防災局）・指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関は、災害対策基本法第29条及び第30条による職員の派遣要請が円滑に行われるよう、定期的に、次の事項について記載した資料を内閣総理大臣に提出するとともに、内閣府及び消防庁でとりまとめの上、当該資料を相互に交換する。なお、調査時点は毎年5月16日現在とし、提出の期限は同月23日とする。

ア 災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識、経験を有する職員の職種別現員数

イ 上記アに該当する者の技術、知識、経験の程度

(2) 災害時に派遣する技術職員の職種は以下のとおり

ア 建設機械操作職    イ 作業船操作職    ウ 作業船機関職    エ 自動車運転手    オ 医学職

カ 建築職                      キ 土木職                      ク その他必要な職種

#### 2 県災害時緊急支援チームの編成

(1) 県（防災局）は、大規模かつ重大な災害が発生した場合に市町村が行う災害応急対策の迅速な実施を支援するため市町村に派遣する災害時緊急支援チームを、「災害時緊急支援チーム派遣事業実施要領」に基づきあらかじめ編成しておくものとする。

(2) 県（防災局）は、市町村ごとに当該市町村の情報及び知識を有する職員を複数選考し、派遣予定者としてリストに掲載するものとする。

(3) 県（防災局）は、派遣リストの管理を行うと共に派遣業務を円滑に行うため、派遣者リスト登録者に対して必要な研修及び訓練を実施するとともに、あらかじめ市町村に対して派遣予定者を連絡しておくものとする。

#### 3 被災市町村への連絡要員派遣予定者の指定

(1) 各総合事務所は、多大な災害への対応等で、市町村からの被害情報の報告が困難になっている又はその恐れがあるときに、連絡要員として市町村に派遣する職員をあらかじめ指定する。

(2) 指定に当たっては、地方支部の構成機関等の課長補佐等から、出身地等を考慮の上、市町村ごとに複数名の派遣予定者を指定しておくものとする。

#### 4 鳥取県職員災害応援隊の編成

(1) 県（防災局）は、被災市町村等が実施する災害応急対策の現地活動を支援するため、鳥取県職員災害応援隊をあらかじめ編成しておくものとする。

(2) 職員災害応援隊には、県職員の希望者から応援出勤可能な県職員を登録するものとし、550人を目標登録人数とする。

(3) 県（防災局）は、応援隊登録者のリストの管理を行うと共に応援活動を円滑に行うため、応援隊登録者に対して、消防局など関係機関の協力を得て、救急法等の受講、統制訓練などの各種訓練・研修を行う。

#### 5 派遣体制の整備

##### (1) 資機材の整備

県（防災局）は、市町村への派遣に際して必要となる衣服、作業資機材の整備に努めるものとする。

##### (2) 資機材の整備

県（防災局及び各総合事務所）は、市町村への派遣に際して必要となる衣服、作業資機材の整備に努めるものとする。

##### (3) 通信機器の整備

県（防災局及び各総合事務所）は、市町村に派遣する職員が使用する通信手段として、衛星携帯電話及び情報収集端末等の通信機器を整備すると共に、使用方法について訓練等を通じて周知徹底するものとする。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 県及び他市町村等への職員派遣又は応援の要請体制の整備

2 他市町村からの派遣職員の受入れ体制の整備

3 災害時の他市町村への職員派遣体制の整備

## 第4章 災害時の事業継続の取組みの促進

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第26章 災害時の事業継続の取組みの推進」  
（県防災局、県総務部、県商工労働部、県各局）

### 第1節 目的

この計画は、災害時の事業活動への影響度合いをあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等についてあらかじめ目標を設定し、円滑な事業活動の継続を推進することを目的とする。

### 第2節 企業における事業継続の取組みの推進

#### 1 企業における事業継続の取組みの推進

- (1) 企業等は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、災害に強い企業に向けた事業継続の取組みを推進するものとする。
- (2) 事業継続の取組みに当たって、想定する災害リスクは、それぞれの企業において最も懸念されるリスクを選択するものとする。
- (3) 企業等は、事業継続と共に次の事項等に取り組むものとする。
  - ・従業員等の生命の安全確保と安否確認体制
  - ・火災の延焼や建物等が敷地外に倒壊しないなどの二次災害の防止
  - ・地域住民や周辺自治体との協調や地域貢献
  - ・従業員等の防災教育・防災訓練の実施

#### 2 企業における事業継続計画の策定

- (1) 企業等は、事業停止による影響度の評価や重要業務の決定、目標復旧時間を検討し、企業の事業を継続するために重要業務を目標時間までに回復させる「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。
- (2) 事業継続計画を策定した企業等は、定期的に点検を行い、必要な是正措置を行うものとする。

#### 3 自治体による支援

県（防災局、商工労働部）及び市町村は、必要な知識を習得する機会の提供、事業継続計画の基礎となるリスク分析のための災害発生時の被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

（参考）

国において、事業継続の取組みを促進するため、各種ガイドライン等を策定してインターネットで公開しており、以下のURLで閲覧することができる。

【内閣府】

中央防災会議・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会

「事業継続ガイドライン 第一版」<http://www.bousai.go.jp/MinkanToShijyou/guideline01.pdf>

企業等の事業継続・防災評価 検討委員会

「企業等の事業継続・防災評価 検討委員会」の検討の経緯と成果について

<http://www.bousai.go.jp/kigyo-machi/jigyoku-keizoku/>

【中小企業庁】

「中小企業BCP策定運用指針」<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

### 第3節 自治体における事業継続管理

#### 1 県の事業継続管理の取組方針

県（防災局、総務部及び各局）は、災害発生時には、住民の生命、安全、財産の維持のため、応急対策業務を実施する必要があるが、通常時のサービス等を長期的に中断することになっては、住民の生活に支障を及ぼすこととなる。このため、県は、災害、事故に遭遇しても重要な住民サービスの提供を中断させないため、県における事業継続管理の取組みを推進する。

#### 2 県における事業継続計画の策定

- (1) 県（防災局、総務部及び各局）は、企業等の事業継続計画策定の取組みに準じて、災害等発生時の通常業務の継続及び再開についてあらかじめ規定することを目的として、県における事業継続計画の策定に取り組むものとする。

なお、当面の間想定する災害リスクは、発生した場合に大きな健康被害とこれに伴う社会機能の著しい低下が懸念される新型インフルエンザとする。

計画の策定に当たっては、以下の項目について留意するものとする。

ア 災害による被害の分析を行い、対応可能な人員及び資機材等の条件に照らし、個別の業務の開始時間の目標

や実施レベルの目標を示すこと。

イ 被災時には応急対策業務が優先されること。

ウ 平常時の業務の継続及び開始については、住民の生活に関係の深いものを検討し、優先度に応じて継続又は開始すること。

エ 人員及び資機材の確保について、以下のとおり配慮すること。

- ・夜間や休日等、職員が参集しておらず、少数の職員で対応しなければならない状況での業務実施について計画すること。（職員の参集については、地域防災計画において規定）
- ・業務実施責任者・意思決定者との連絡が付かない場合の、責任の後継者をあらかじめ定めておくこと。
- ・重要施設等については、施設被災時の代替施設やバックアップ設備の確保について定めておくこと。

（2）事業実施計画策定後は、緊急時に計画どおり実施できるよう、計画の全職員への周知を徹底するとともに、訓練等の実施により、実効性を高めるものとする。

### 3 市町村の事業継続管理の取組みの推進

（1）市町村は、県の事業継続管理の取組みに準じて、事業継続管理の取組みの推進に努める。

（2）県（防災局、総務部）は、市町村の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

## 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村における事業継続管理の取組みの推進
- 2 企業の事業継続に向けての取組みの支援

# 災害予防編（共通）

## 第3部

### 情報通信広報計画

【平成20年度修正案】

## 第1章 気象情報等の収集伝達体制の整備（新設）

（県関係部局、各関係機関）

### 第1節 目的

この計画は、気象情報等の災害対応に必要な情報を迅速かつ的確に収集伝達する体制を整備することを目的とする。

### 第2節 気象情報等の収集伝達体制の整備

#### 1 各種防災情報システムの整備及び運用

- (1) 県、市町村及び防災関係機関は、水位情報・雨量情報その他災害対応上必要な情報について、監視・観測するシステムを整備、運用するものとする。
- (2) 現在、県が整備運用する主な各種防災情報システムは以下のとおり
  - ア 鳥取県防災情報（土砂災害警戒情報、河川情報、冬期道路情報、気象情報）
  - イ 鳥取県河川ライブ情報（塩見川、由良川、旧加茂川のライブカメラ映像）
  - ウ 鳥取県ダム情報提供システム（県内ダムの水位情報）
  - エ 智頭地区地すべり観測システム（智頭町市瀬地区の地すべり観測）
  - オ 鳥取県積雪情報観測システム（主要道路の峠等主要地点の雪情報）
  - カ 鳥取県環境放射線モニタリングシステム（三朝町木地山地内の環境放射線）
- (3) システムの整備に当たっては、以下の事項に配慮するものとする。
  - ア メール等を利用した災害対応要員への通知
  - イ ホームページ等を利用した住民への情報公開

#### 2 情報の活用体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、次に掲げる事項について、災害対応に必要な情報を受信・入手した場合の活用体制をあらかじめ整備しておくものとする。

- (1) 関係機関への伝達方法及び伝達経路
- (2) 配備体制及び配備基準
- (3) 住民への広報手段
- (4) 受信情報に基づく避難勧告の発出等の対応の判断基準

#### 3 事案に応じた情報の収集伝達体制の整備

- (1) 県の体制整備
  - ア 県の各部局は、災害発生のおそれがある等、監視・観測が必要となる事項については、必要に応じて次に掲げる事項について体制を整備しておくものとする。
    - (ア) 関係機関等への伝達手段及び伝達経路
    - (イ) 職員配備の具体的な基準
    - (ウ) 夜間休日等の参集要員及び参集方法
    - (エ) 応急対策の対応要領
    - (オ) 住民への広報項目
  - イ 情報収集伝達体制の整備に当たっては、必要に応じて24時間体制、職員参集システム及び防災データベース等を活用するものとする。その際、各部局は必要となる事項について県防災局にあらかじめ伝達しておく。

- (2) 市町村の体制整備  
市町村においても、県の取組みに準じて、体制を整備するものとする。

#### 4 住民への情報伝達体制の整備

県及び市町村は、津波警報、気象警報、土砂災害警戒情報等の即時に住民に伝える必要がある情報については、直接かつ即時に住民へ伝達できる体制を整備するよう努めるものとする。

#### 5 津波監視体制の整備

- (1) 沿岸地域各市町村においては、津波注意報・警報発表中及び震度4以上の地震発生後に海面の状態を監視する組織体制を整備するものとする。
- (2) 沿岸市町村は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任する。

### 第3節 緊急地震速報の伝達体制の整備

#### 1 緊急地震速報の概要

- (1) 緊急地震速報とは、気象庁が地震の発生直後に瞬時に観測データを解析して、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、地震による強い揺れが始まる数秒～数十秒前に、強い揺れが迫っている旨発表する情報のことである（ただし、震源付近では、情報が揺れに間に合わない場合がある）。
- (2) 緊急地震速報の住民の覚知方法としては、テレビ、ラジオ、市町村防災行政無線、携帯電話、ブロードバンド回線、集客施設等における館内放送等が考えられる。

#### 2 伝達体制の整備

県及び市町村は、緊急地震速報が、情報の性質上、地震による強い揺れが始まる数秒～数十秒前に発表する情報であることに鑑み、瞬時に伝達できる体制の整備に努めるものとする。

(1) 県の整備

ア 県（防災局）は、緊急地震速報等を県有施設の利用者に周知するシステムを次に掲げる県有施設（31施設）において整備するものとする。

(ア) 病院（中央病院、厚生病院）

(イ) 学校（高等学校、養護学校、専門学校等：21校）

(ウ) 大規模集客施設（県民文化会館等：6施設）

(エ) 情報受信・配信元（県庁、西部総合事務所）

既知の断層で（緊急地震速報が間に合う区域で）、震度5弱以上の揺れが予想される施設に整備  
イ システムの整備に当たっては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、瞬時に伝達できる手段を整備する。

ウ 県（防災局）は、緊急地震速報の正しい理解と発表時にとるべき行動について、次のとおり周知を図る。

(ア) ホームページ等による広報

(イ) 各施設管理者の対応マニュアル作成支援

(2) 市町村の整備

市町村においても、県の取組みに準じて、体制を整備するものとする。

(3) その他の機関の体制整備

その他、医療機関、大規模集客施設等、地震対策が必要又は有効な機関について緊急地震速報の伝達体制が進むよう、県及び市町村は緊急地震速報の周知広報に努めるものとする。

#### **第4節 市町村地域防災計画に定める事項**

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 各種防災情報システムの整備
- 2 情報の活用体制の整備
- 3 事態に応じた情報収集伝達体制の整備
- 4 津波監視体制の整備
- 5 緊急地震速報の伝達体制の整備及び周知広報

## 第2章 防災通信体制の整備

(旧)共通対策編 第2部 災害予防計画「第3章 防災通信体制整備計画」  
(NTT西日本、KDDI、県防災局、県総務部、県企画部)

### 第1節 目的

この計画は、防災通信網を所管する機関が、災害に強い通信網の整備に努め、災害時の通信の確保の方法をあらかじめ定めることにより、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実にを行うことを目的とする。

### 第2節 防災通信体制の整備

#### 1 県における防災通信体制の整備方針

県は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため次の点に留意して、国の補助制度等を活用して、防災行政無線（地上系・衛星系）衛星携帯電話等の防災通信体制の整備充実と整備拡充を図るものとする。

##### (1) 安全性の確保

情報通信施設について、耐震性を確保するなど地震や風水害等に対する安全性の確保に努める。

##### (2) 初動対応や伝送路の強化

職員参集システム等を活用して、災害時における初動対応の迅速化を図るとともに、災害に強い伝送路を構築するため、伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。

県においては、防災行政無線のバックアップ回線として情報ハイウェイを補完的に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

##### (3) 装置、資機材の充実

停電時に備えて、予備電源を確保する等、資機材の整備充実に努める。

##### (4) 定期点検の実施

平常時より、災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施する。

##### (5) 映像電送システムの整備

ヘリコプターテレビ電送システムにより被災現場の状況の映像を収集し、災害対策本部に伝送するとともに、県内外に発信できる防災行政無線網の整備に努める。

##### (6) 庁内LANを使った通信ネットワークの活用

庁内LANのメール、防災・危機管理情報データベース及びインターネットの各機能を積極的に用いて、より効率的な災害情報の収集・共有のための連絡体制を構築する。

##### (7) 庁内電話や携帯電話の災害時優先登録

庁内電話や携帯電話（公用）の災害時優先登録を積極的に行い、輻輳時における通信確保を図る。

なお、災害時優先登録を行った携帯電話は、各部局長や防災連絡責任者など電話発信すべき用務がある職員に優先的に配備し、輻輳時における確実な情報伝達体制の強化を図る。

##### (8) 防災訓練の実施

通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制（災害時優先回線モードへの切り替え）や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的な通信訓練を定期的実施する。

##### (9) 災害時の復旧・保守体制の整備

通信施設が被災又は故障した場合に備え、保守業者との連絡体制の構築等、災害時の復旧・保守体制の整備に努める。

#### 2 市町村等の体制

市町村等においては、効率的な防災通信設備体制の整備に努めるとともに、適宜訓練を実施して応急対策に万全を期するものとする。

特に以下の点に留意して、通信設備の整備を進めるものとする。

##### (1) 地域住民への情報伝達等のための防災行政無線やそれに代替できる移動無線、携帯電話によるメール配信等の多様な通信手段の整備

##### (2) 庁内等電話や携帯電話（公用）は積極的に災害時優先登録を行う。

##### (3) 通信設備被災時の、代替手段の確保

##### (4) 停電対策、浸水対策の充実（非常用電源の確保等）

##### (5) 庁舎等が被災した場合に情報の孤立化を防止するため、県・各関係機関との、災害に強い通信手段の確保（衛星携帯電話等）

#### 3 専用通信網の整備

無線を利用した専用通信網を確保するため、無線保有機関は、次の点に留意して通信網の整備に努めるものとする。（県の無線保有機関は資料編のとおり）

##### (1) 安全性の確保

無線局舎の装置等について、風水害等に対する安全性の確保に努める。

(2) 伝送路の強化

通信機能を確保するため、ルートの二重化等に努める。

(3) 装置、資機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等の資機材の整備充実に努める。

(4) 定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

(5) 防災訓練の実施

通信の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、機能の確保に努める。

**4 非常通信体制**

(1) 県は、非常通信協議会に参加し、他の市町村等の参加機関と共同し、非常災害時の各種通信回線の輻輳や途絶に備え、非常通信体制の整備を行うものとする。

(2) 非常通信は、各種法令及び非常通信規約等に従って行うこととし、県及び市町村等の非常通信協議会参加機関は平素から非常通信ルートの策定、訓練の実施、ルートの見直しを行うものとする。

(3) 携帯電話等の通信携帯端末については、通常の電話機能以外の付加機能についても有効に利用するものとする。(メール機能・写真添付、動画添付メール機能等)

**5 その他防災関係機関の災害時の通信確保対策**

災害拠点病院等の防災関係機関においては、災害発生時の通信の混雑に備え、電話や携帯電話の災害時優先電話登録、衛星携帯電話等の災害に強い通信手段の確保等、災害時の確実な通信手段の確保に努めるものとする。

(参考) 災害時優先電話の概要

災害等が発生した場合に、被災地等への通話が集中することから通信設備の許容範囲を超え、電話がかかりにくくなることがあるが、災害時の救援・復旧活動や、公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保することができるよう、法律（電気通信事業法）に基づき電気通信事業者があらかじめ指定している電話（災害時優先電話）については、通信規制にかかわらず優先的に発信することができる。

- ・指定に当たっては、電気通信事業者に対し、各機関の登録申請が必要
- ・携帯電話についても指定が可能

【災害時優先電話に指定可能な機関（鳥取県関連）】

「総務大臣が指定する機関（電気通信事業法施行規則第56条）」(H17.5.17総務省告示第584号)より抜粋

区分	対象機関
気象機関	
水防機関	
消防機関	市町村消防本部、消防署、消防団
災害救助機関	都道府県、市町村、日本赤十字社、全国都道府県・都市区医師会、病院・診療所（医療法第1条の5）、社団法人日本透析医会、社会福祉施設（社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う者）、学校（学校教育法第1条）、高圧ガス事業者（高圧ガス保安法第5条に定める第一種製造者）、火薬類の製造業者（火薬類取締法第3条）、指定地法公共機関（災害対策基本法第2条）、指定行政機関・指定地方行政機関・指定指定公共機関（武力攻撃事態対処法第2条）、熱供給事業者、社団法人熱供給事業協会
秩序の維持に直接関係がある機関	都道府県公安委員会、道府県警察本部、警察署
防衛に直接関係がある機関	
海上の保安に直接関係がある機関	
輸送の確保に直接関係がある機関	西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本通運株式会社
通信役務の提供に直接関係がある機関	西日本電信電話株式会社、電気通信事業者（電気通信事業法第2条）
電力の供給に直接関係がある機関	中国電力株式会社、自家用電気工作物設置者（電気事業法第38条）
水道の供給に直接関係がある機関	都道府県、市町村
ガスの供給に直接関係がある機関	ガス事業者（ガス事業法第2条）
選挙管理機関	都道府県・市町村選挙管理委員会
新聞社等の機関	新聞社（日刊新聞紙8,000部以上を発行）、通信社、放送事業者（放送法第2条）、自主放

	送を行う有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法第2条）、自主放送を行う電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用法第2条）
金融機関	銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、農業協同組合連合会（農業協同組合法第10条第1項及び第2号）
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関	

地方下部機関を含む。 特に必要な指揮監督責任者を含む。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村における効率的な防災通信設備体制の整備方針
- 2 通信訓練等の実施
- 3 非常通信協議会に係る非常通信ルートの策定及び見直し並びに訓練の実施

# 災害予防編（共通）

## 第4部

### 防災関係機関の連携推進計画

【平成20年度修正案】

## 第1章 防災関係機関の連携体制の整備

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第20章 広域応援体制整備計画」

（中国管区警察局、第八管区海上保安本部、自衛隊、県防災局、県警察本部、消防局、市町村）

### 第1節 目的

この計画は、県、市町村、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の防災関係機関間における広域的な連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

### 第2節 広域応援体制について

本章において想定する広域応援の体制は、次のとおりである。

- 1 消防局の要請に基づく県の消防防災ヘリコプターによる支援（鳥取県航空消防支援協定）
- 2 近隣消防本部との協定に基づく消防相互応援又は緊急消防援助隊等の応援
- 3 県内警察部隊の応援及び、県公安委員会の要請に基づく広域緊急援助隊等の応援（警察法第60条）
- 4 要請に基づく海上保安庁（海上保安部）による応援
- 5 県の災害派遣要請に基づく、若しくは自主派遣による自衛隊部隊の応援（自衛隊法第83条）

### 第3節 防災関係機関相互の連携体制の強化

#### 1 関係機関の長等の連絡体制

災害時におけるトップ又は幹部同士の協議や連絡調整が可能となるよう、各防災関係機関相互で、平時からトップ又は幹部同士の連絡ルートを確認しておくよう努める。（県、市町村、消防局、消防団、警察、海上保安庁等の間でホットラインの確保）

#### 2 受援体制の整備

（1）県（防災局）及び関係機関は、要請に基づく応援が得られた場合において速やかな受入体制を構築できるよう努める。

また、応援要請を行う際の連絡調整が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡体制の整備に努める。

（2）県（防災局）は、県外からの応援部隊の受入体制を整備するものとする。

##### ア 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の受入については「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。

##### イ 自衛隊

（ア）自衛隊の受入れについては「自衛隊受援計画」によるものとする。

（イ）災害対処への平素からの取組

- a 平素の連携協力
- b 活動拠点としての集結地等の確保
- c 災害時における連絡調整のための施設の確保

（3）県（防災局）又は消防局は、自衛隊等の大規模な応援部隊を受け入れた際の活動拠点等をあらかじめ定め、施設管理者及び所有者と利用について協議調整しておくとともに、平時から周知を図るものとする。なお、拠点等の設定に当たっては、広域活動拠点候補地との調整に留意するものとする。

（4）受入体制の整備

ア 県（防災局）は、関係機関及び国等の応援や、政府の情報先遣チーム等を受け入れるため、あらかじめ県庁内外に受援スペースや必要な機器を確保し、受入体制を整備するものとする。

イ 市町村は、県に準じて受入体制を整備するものとする。

### 第4節 活動調整に係る体制の整備

#### 1 訓練や会合等を通じた防災情報の共有化

災害時において円滑な連携が図れるよう、県（各部署）及び関係機関は、平時から防災訓練や「防災関係機関情報交換会」をはじめとする各種会合等を通じて、防災関係機関の間での活動及び保有資機材等の能力に係る情報の共有化や災害時の協力体制・手順の確認に努める。

#### 2 現地における調整に係る体制の整備

県（防災局）は、応援機関の円滑な災害応急活動に資するため、大規模災害時の現地調整の在り方について防災関係機関の意見を踏まえて検討を行い、体制整備に努めるものとする。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 関係機関等の応援の受入体制の整備

## 第2章 資機材等の整備

(旧)共通対策編 第2部 災害予防計画 「第9章 資機材等整備計画」  
(中国地方整備局、県防災局、県生活環境部、県農林水産部、県国土整備部)

### 第1節 目的

この計画は、災害に際し、必要な資機材（建設機械、資材）の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

### 第2節 防災資機材・建設機械の調達体制の整備

#### 1 県の実施する整備等

- (1) 県(防災局、国土整備部等)は、国や防災関係機関の所有する資機材(排水ポンプ、投光器、ポート、通信機器等)の能力及び数量を把握しておき、必要に応じ応援が得られるよう体制を整備するものとする。(各機関が所有する資機材等の能力は、資料編のとおり)
- (2) 県(国土整備部)は、災害時の応急対策業務に関する応援協定により建設業協会が保有している建設機械をはじめ、各県土整備局、国土交通省県内各事務所等が保有する主要建設機械等の現況を地域別(総合事務所(県土整備局)管轄地域)に調査して、機械等種類別に所有者、数量、能力等を明らかにした台帳を作成しておくものとする。この台帳は、年1回以上検討を加え、現況整理を行う。

#### 2 中国地方整備局の実施する整備等

中国地方整備局は、貸付けができる災害対策用機械を「中国地方整備局災害対策計画」等により明らかにしておくものとする。(主要建設機械の保有状況については、資料編のとおり)

#### 3 関係機関間の調達体制の整備

- (1) 県(国土整備部)は、緊急時における建設機械等の調達について、あらかじめ調達順位、調達手段及び費用負担等について、関係機関並びに建設業者と協議しておくものとする。
- (2) 県(防災局、国土整備部等)、市町村及び防災関係機関は、資機材の調達・受援及び運用について効率的に調整を行うことができるよう平素から体制を整備しておくものとする。

### 第3節 防災資機材等の整備

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ防災資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとする。

#### 1 防災資機材等の整備

- (1) 県及び市町村は、災害時の応急活動用資機材(救出救助用資機材、水防用資機材等)の整備充実を図るとともに、災害時には相互に連携して資機材を補完する体制を整えるものとする。
- (2) 市町村は、所管する消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実を図る。
- (3) 県は、災害対策に必要なヘリコプター、特殊車両等の整備充実を図る。
- (4) 県及び消防局は、化学消火薬剤等を備蓄する。
- (5) 警察の装備資機材等の整備
  - ア 警察の災害警備に必要な装備資機材の整備充実を努める。
  - イ 警察の災害警備に必要な装備資機材は、定期的な点検を実施するとともに、降雨期前、台風期前等には特に点検を行い、所要の補修及び整備を行う。
  - ウ 警察の災害警備に必要な医薬品、食糧品等の物資は、計画的に備蓄するとともにイに準じて点検整備を行う。
- (6) 市町村、消防局、警察本部は水害時の人命救助、物資の輸送に必要なポートの整備充実を努める。

#### 2 防災資機材等の備蓄倉庫の整備

- (1) 県は、防災資機材備蓄倉庫を県東部・中部及び西部地区にそれぞれ整備するよう努める。
- (2) 市町村は、備蓄倉庫・資機材保管庫の整備又は備蓄に適当な施設の確保を図る。
  - ア 市町村備蓄倉庫
  - イ 消防機庫
  - ウ 自主防災組織資機材保管庫
- (3) 備蓄倉庫等の整備に当たっては、浸水想定区域・耐震性及び分散備蓄に配慮するものとする。

### 第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 資機材の調達・受援及び運用体制の整備
- 2 応急活動用資機材の整備充実
- 3 消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実
- 4 備蓄倉庫の整備又は確保

### 第3章 自治体の広域応援体制の整備（新設）

（県防災局、県企画部、市町村）

#### 第1節 目的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、県内及び当該市町村内の消防防災力をもってしてもこれに対処できない場合に、県内若しくは県外の自治体及び国の機関等の応援を求め、災害応急対策の推進を図るための体制整備を目的とする。

#### 第2節 広域応援体制について

本章において想定する広域応援の体制は、次のとおりである。

- 1 県内市町村の要請に基づく、他の市町村もしくは県による応援
- 2 県の要請に基づく、他都道府県からの応援

#### 第3節 応援体制の準備

- 1 県及び市町村は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。
- 2 関係機関は、応援要請があった場合において速やかな応援を実施できるよう、事前に準備しておくものとする。

#### 第4節 県内自治体の相互応援

- 1 県及び県内全市町村は相互応援協定を締結済
- 2 県（防災局）及び市町村は、県内市町村の相互応援の仕組み作りとして、県と被災地外市町村とが連携して被災市町村を支援する体制の整備に努める。

#### 第5節 県外自治体との相互応援体制の整備

##### 1 県と他県との相互応援協定の締結

中国5県、中国・四国9県、兵庫県、徳島県、全国都道府県知事会と相互応援協定を締結済である。

##### （1）全国都道府県知事会

県（防災局及び企画部）は、平時から防災訓練の相互参加、全国都道府県知事会事務局を通じての災害時の緊急連絡先等の情報交換等を実施し、応援体制の構築に努めるものとする。

##### （2）中国・四国ブロックの広域応援体制

ア 県（防災局）は、平時から防災訓練の相互参加、定期的な意見交換等を実施し、応援体制の構築に努めるものとする。

イ 中国ブロックと四国ブロック相互の支援方法及び情報交換する内容等について検討するものとする。

##### （3）中国ブロックの広域応援体制

ア 県（防災局）は、平時から保有資機材等の情報交換、防災訓練の相互参加、定期的な意見交換等を実施し、応援体制の構築に努めるものとする。

イ 県（防災局）は、中国ブロック内で大規模な災害が発生した場合の支援体制について、自動派遣の基準や収集すべき情報の内容、各県の受援体制等、ブロック内で支援体制のあり方について検討するものとする。

##### （4）兵庫県との相互応援体制

ア 県（防災局）は、平時から防災訓練への相互参加、災害対策についての情報交換・共同研究を実施し、兵庫県との相互応援体制を整備するものとする。

イ 県（防災局）は、兵庫県と相互応援体制についての見直しを行い、より有用性の高い相互応援体制にしていこう努めるものとする。

##### （5）徳島県との相互応援体制

ア 県（防災局）は、平時から防災訓練への相互参加、災害対策についての情報交換・共同研究を実施し、徳島県との相互応援体制を整備するものとする。

イ 県（防災局）は、徳島県と相互応援体制についての見直しを行い、より有用性の高い相互応援体制にしていこう努めるものとする。

##### 2 県内市町村と県外市町村との相互応援協定

市町村は、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。なお、協定を締結した場合は、下記に留意すること。

- ・発災時に受援側の窓口が早期に立ち上げることができる体制整備
- ・平素から実践的な訓練の実施（相互に物資輸送の方法・ルートの確認 等）

#### 第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下の

とおりである。

- 1 他市町村への応援の準備
- 2 県内市町村の相互応援に係る体制の整備
- 3 県外市町村との災害時応援協定締結の促進

## 第4章 消防活動体制の整備

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第11章 消防計画」  
（消防局、県防災局）

### 第1節 目的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

### 第2節 消防組織の整備

#### 1 消防組織及び施設の現況

##### 〔1〕 消防本部の現況

県内の常備消防は、東部広域行政管理組合・中部ふるさと広域連合・西部広域行政管理組合の3つの広域行政管理組合等（市町村の一部事務組合及び広域連合）に消防本部が設置され、消防の事務を行っている。主な消防の事務は、次のとおりである。

- ア 火災・事故の予防（予防査察、意識啓発、消防力の整備 等）
- イ 消火の活動及び原因・損害の調査（消火、延焼防止、救出救助 等）
- ウ 救急業務（傷病者の搬送、応急手当 等）

##### 〔2〕 消防団の現況

ア 消防団は、常備消防と同様に市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意志に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も合わせ有しており、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」といった3つの特性を活かしながら、初期消火や残火処理等を行うほか、大規模災害時等には住民の避難誘導や災害防御等を行っている。

イ また、平時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニティの活性化に大きな役割を果たしている。

ウ なお、当県においては水防法にいう水防団は置かず、消防団を水防活動に当たらせている。

##### 〔3〕 消防防災航空隊の現況

ア 県（防災局）は、鳥取空港内に鳥取県防災局消防防災航空センターを置き、消防防災航空隊を組織している。

イ 消防防災航空隊は、市町村又は消防局からの要請に応じ、又は自ら必要であると認めるときは、消防防災ヘリコプターを用いた消防の支援活動を行っている。

##### 〔4〕 施設の現況

消防水利の現況、消防自動車等の保有状況は、資料編のとおり。

#### 2 消防組織及び施設の整備充実対策

市町村及び消防局は、県民の消防需要に的確に対応するため、消防力の整備指針（消防庁告示。以下、本章において「整備指針」という。）に基づき、その消防力の整備を図るものとする。

##### 〔1〕 常備消防組織の整備充実

消防局は、緊急時に消防職員が速やかに参集し、災害応急活動が行えるよう次の計画を作成し、組織体制を整備するとともに、消防職員がその業務を的確に実施するために必要な職務能力を有し、相互に連携した活動を行うことができるよう配慮するものとする。

ア 人員計画   イ 組織分掌計画   ウ 消防局及び署の部隊編成計画

##### 〔2〕 消防団の整備充実

近年、地域防災力の中核的存在である消防団員が過疎化、高齢化、サラリーマン団員の増加等により減少傾向にあることから、県・市町村は、消防団員定数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取り組みを積極的に推進するものとする。

ア 市町村は、女性消防団員や、公務員・農協職員及び郵便局職員等への加入促進を図るとともに、消防団協力事業所表示制度の導入等により民間企業の従業員等が勤務地の消防団に入団しやすい仕組みづくりに努め、十分な消防団員数の確保に努めるものとする。

イ 市町村・消防局は、大学等への避難訓練や救命講習等の防災教育を推進を通じ、消防団への入団促進を図るよう努めるものとする。

ウ 県（防災局）は、市町村交付金等による市町村支援を行うとともに、職員に対して積極的に消防団に加入するよう働きかけ、例えば県の事業所における分団を結成する等、市町村と連携し、組織ぐるみの対応を図るよう努めるものとする。

##### 〔3〕 消防施設の整備充実

ア 市町村及び消防局は、消防庁から示された「整備指針」等に基づき、消防ポンプ自動車、防火水槽及び救助資機材等の消防施設について整備を行っているところであるが、引き続きこれら施設の整備に努めるものとする。

イ 市町村は、消防団が使用する資機材を保管する消防機庫の整備に引き続き努める。

##### 〔4〕 緊急消防援助隊に係る体制の整備

#### ア 受援体制の整備

（ア）緊急消防援助隊の受入については「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。

（イ）県（防災局）及び消防局は、受援計画に基づき、受援体制を整えるものとする。

#### イ 応援体制の整備

県（防災局）は、緊急消防援助隊による応援を行う場合に備え、「鳥取県緊急消防援助隊応援計画」の作成に努めるものとする。

#### ウ 緊急消防援助隊の維持、強化

（ア）県（防災局）及び消防局は、緊急消防援助隊の登録部隊の維持、強化を図るものとする。（現在、県内において30部隊を登録している）

（イ）県（防災局）、市町村及び消防局は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進するものとする。

### 3 消防団の活動環境の整備

県（防災局）は、地域防災力の向上を図るため、市町村・消防局と連携し、以下に例示する対策等を踏まえ、消防団の活動環境の整備を推進するものとする。

#### （1）地域住民、被雇用者、女性が参加しやすく活動しやすい活動環境・制度の導入

##### ア 消防団組織・制度の多様化

（ア）機能別団員（特定の活動にのみ参加する団員）、機能別分団（特定の活動、役割のみ実施する分団）、休団制度（団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認）等の制度の導入。

（イ）条例上の採用要件として性別・年齢・居住地等を限定している場合、当該条例を見直し、幅広い層の住民が入団できる環境を整備。また、年間を通じての募集・採用を実施し、地域住民が入団しやすい環境を整備。

##### イ 被雇用者団員の活動環境の整備

（ア）昼夜間を通して災害対応が可能な団員を確保するため、バランスの取れた団員確保を行うとともに、団員の勤務状況を把握し、必要な団員が出場できる団員相互の支援体制を確立。

（イ）必要に応じて機能別団員、機能別分団等を導入し、活動・役割に参加する団員が選択できる制度や雇用する事業所が選択できる制度を検討。また、団員の勤務地と居住地が同一消防団地域の場合、複数の分団での活動を可能とする制度の導入を検討。

（ウ）消防団と事業所との連絡体制を確保し、消防団の情報を提供するほか、事業所側の要望を把握して対応し、協調体制を確立。

（エ）消防団協力事業所表示制度導入の促進等により、消防団員となった従業員が消防団活動しやすい環境作りができるよう努める。

#### （2）地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の促進

ア 地域において、住民・事業所・自主防災組織等の協力を得るため、市町村、消防団が中心となり、地域の防災体制を検討・協議する場を設置し、協力の範囲・方法を協議。

イ 火災予防広報、防火診断等地域住民と接する活動を積極的に展開し、効果的な広報施策を展開。

ウ 自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ等、各地域の様々な防災関連地域組織と連携し、協力体制を構築。

### 4 消防団の情報伝達体制の整備

県（防災局）は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている場合等、消防団から県防災局又は消防本部に対して被害情報の提供を行うよう、消防団幹部に依頼するとともに、あらかじめ消防団長をはじめとする消防団幹部と相互に連絡ができる体制の構築に努めるものとする。

## 第3節 火災予防対策

### 1 防火対象物に対する防火対策

#### （1）立入検査等

春季及び秋季の火災予防運動その他必要の都度、各消防局は各家庭及び興業場、百貨店、旅館、飲食店その他の施設、若しくは公衆の出入りする場所その他関係のある場所を立入検査し、防災安全対策上問題のある点は、関係者に対し万全を期すよう指導する。

#### （2）建築同意制度の活用

消防局は、消防法の規定による建築同意制度により、建築面からの火災予防の徹底を図る。

#### （3）防火対象物定期点検制度の推進

消防局は、防火対象物定期点検報告制度又は自主点検報告制度の対象となっている施設について、リーフレット等により広く周知する。

### 2 建造物防火対策

震災対策編第1部第3章「地震災害に強いまちづくり」参照

### 3 住宅防火対策

市町村、消防局及び県（防災局）は、住宅用火災警報器の功奏事例の提供等各種広報活動や研修会の開催等により、県民による住宅用火災警報器の早期設置の促進を図るものとする。

#### 4 危険物に対する防火対策

大規模事故対策編第1部第6章「危険物等災害の予防」を参照。

#### 5 林野火災予防対策

##### (1) 広域的、総合的消防防災体制の確立

ア 市町村その他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と県土の保全を図ることとする。

イ 市町村は、林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、消防防災ヘリコプターを活用し、林野火災に対処することとする。

ウ 水利の少ない岡山県境での林野火災に備え、鳥取・岡山両県の間で消防防災ヘリコプターのダム水利の使用に関する協定を締結している。引き続き、他県との間での協定締結に努める。

##### (2) 出火防止対策

市町村及び消防局は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、失火防止に関する啓発広報の促進、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図るものとする。

#### 6 防火教育・広報の推進

県（防災局、教育委員会）、市町村及び消防局等は、防火教育・広報活動により防火思想の普及と防火意識の高揚を図る。

### 第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 常備消防との連携及び常備消防の整備充実
- 2 消防団の整備充実
- 3 消防施設の整備充実
- 4 高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進
- 5 消防団の情報伝達体制の整備
- 6 林野火災の発生防止及び応急対策
- 7 失火防止に関する啓発広報の促進
- 8 火災多発危険期における巡視及び監視の徹底
- 9 防火教育・広報の推進

# 災害予防編（共通）

## 第5部

### 避難対策計画

【平成20年度修正案】

## 第1章 避難体制の整備

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第5章 避難対策の強化」  
 （市町村、県防災局、県福祉保健部、県県土整備部、県教育委員会）

### 第1節 目的

この計画は、市町村長の避難勧告等の発出、避難勧告等の伝達、避難誘導等の災害時の避難体制について整備することを目的とする。

### 第2節 避難体制の整備

#### 1 市町村等の避難の計画の整備

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、あらかじめ避難の計画を定めておくものとする。

##### （1）市町村

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| ア 過去の災害の発生状況         | イ 災害の発生危険箇所           |
| ウ 避難勧告等を行う基準及び伝達方法   | エ 避難勧告等に係る権限の代行順位     |
| オ 避難所等の名称、所在地、収容人員   | カ 避難所等への経路（避難路）及び誘導方法 |
| キ 災害時要援護者に配慮した避難支援体制 |                       |

##### （2）特定の施設の管理者

学校、病院、事業所等の多数の者が出入又は勤務・居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速・確実かつ安全に行うため、あらかじめ具体的な避難計画を定め、市町村長、消防機関、警察機関等と緊密な連絡を取り、関係者への周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

#### 2 避難勧告等の発出体制の整備

##### （1）避難勧告等についての事前周知

ア 市町村は、住民に対して避難勧告等の意味合いについてホームページや各種の広報媒体により十分な周知を図るものとする。

##### 【三類型の避難勧告等一覧】

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要援護者避難） 情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動

イ 市町村は、避難準備（要援護者避難）情報について、避難勧告等の発出において制度的に位置付けるとともに、住民への周知を図るものとする。

ウ 市町村は、避難勧告等発出時に住民が有効な避難行動を取ることができるよう、次に掲げる事項について周知するものとする。

（ア）避難場所、避難路の事前確認 （イ）避難勧告等発出時の自主避難

エ 県（防災局及び関係各部局）は、避難勧告等及び避難勧告等発出時の住民の取るべき行動等について、広報に努める。

##### （2）避難勧告等の発出基準の策定

ア 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

（ア）市町村は、避難勧告等を適時・適切に行うために、鳥取地方気象台・河川管理者・海岸管理者・県・砂防関係機関等の関係機関と連携して、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを早急に整備するものとする。

##### 【避難勧告等の判断・伝達マニュアルに記載すべき項目】

項目	水害	土砂災害

(1) 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所	住民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定(過去の浸水実績、浸水想定、河川の特徴に関する情報)	土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定(過去の土砂災害記録、土砂災害警戒区域図又は土砂災害危険箇所図、危険箇所の特徴に関する情報)
(2) 避難すべき区域	水位観測点ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定(人的被害の危険性に関する情報)	避難が必要な危険区域をあらかじめ特定(図面等をあらかじめ準備し検討、原則土砂災害警戒区域内及び土砂災害危険箇所にある住宅等を対象)
(3) 避難勧告等の発令の判断基準・考え方	ア 住民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握 イ 避難すべき区域毎に避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準・考え方を策定(災害時に入手できる実況情報等)	土砂災害警戒情報に基づく避難勧告等の発令について記載
(4) 避難勧告等の伝達方法	ア 伝達文の内容の設定 イ 伝達手段・伝達先の設定(情報伝達手段の整備状況、地域の防災体制)	
(5) その他留意すべき災害特性	外水氾濫(河川の氾濫等)、内水氾濫(市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等)	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり

(イ) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定に当たっては、災害の特性と住民に求められる避難行動(事態の切迫した状況下では、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動)に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。

イ 県(防災局)は、避難勧告等の発令基準の策定について、支援及び助言に努める

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定に当たっての参考情報」

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」

(H17.3月、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会策定)

[http://www.bousai.go.jp/chubou/12/siryo3\\_2.pdf](http://www.bousai.go.jp/chubou/12/siryo3_2.pdf)

### (3) 避難勧告等の発令・伝達体制の整備

市町村は、迅速・的確な避難実施が行えるよう次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

ア 市町村長不在時の発令代行順位

イ 発令の判断に必要な情報の確実な入手体制の整備

ウ 災害種別に応じた避難場所・経路の事前の選定

## 3 市町村地域防災計画の整備

市町村は、避難勧告等の発出について、以下の項目について定め、市町村地域防災計画に記載するものとする。

	項目	内容	根拠法令等
全般	避難勧告等の発令の判断基準・考え方	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに記載すべき項目のうち、 避難勧告等の判断基準及び避難すべき地域について、市町村地域防災計画に記載	
	避難場所等(法定)	・災害の種類に応じて、浸水及び土砂災害からの安全性について要配慮 ・その他必要な事項：避難経路、避難誘導体制等	水防法第15条 土砂災害防止法第7条
	災害時要援護者への支援体制	・災害時要援護者の情報把握方法 ・災害時要援護者に対する情報伝達体制	
浸水想定区域	浸水想定区域	・浸水想定区域の名称、箇所等	
	洪水予報等の伝達方法(法定)	・浸水想定区域ごとに規定 ・想定される伝達手段：防災無線、電話、FAX、電子メール等 ・伝達の対象となる情報：洪水予報、避難判断水位(特別警戒水位)到達情報	水防法第15条
域	その他災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	・浸水想定区域ごとに規定 ・その他必要な事項：洪水予報等の伝達手段(具体的かつ詳細な手段)	
	地下街、災害時要援護者利用施設の名称及び所在地及び洪水予報等の伝達方法	・浸水想定区域ごとに規定 ・地下街：地下街、地下駐車場等 ・災害時要援護者利用施設：老人福祉施設(養護老人ホーム等)	水防法第15条 及び2

	(法定)	身体障害者厚生施設、身体障害者更正援護施設（身体障害者療護施設）助産施設、児童福祉施設（保育所等）医療施設（病院等）盲学校、聾学校 等 ・災害時要援護者利用施設については、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを記載 ・それぞれの施設について、洪水時の避難確保のため、洪水予報等の伝達方法を定める必要がある。	
土砂災害警戒区域		・土砂災害警戒区域の名称、箇所等	
土砂災害特別警戒区域		・土砂災害特別警戒区域の名称、箇所等	
土砂災害危険箇所		・土砂災害危険箇所の名称、箇所等	
土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制（法定）		・土砂災害警戒区域ごとに規定 ・雨量情報、土砂災害警戒情報、住民から前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制について記載	土砂災害防止法第7条
災害時要援護者関連施設の名称及び所在地及び土砂災害にかかる情報、予報及び警報の伝達方法（法定）		・土砂災害警戒区域ごとに規定 ・災害時要援護者関連施設については、土砂災害警戒情報等の情報の伝達体制を定めるものとする。	土砂災害防止法第7条2
津波浸水想定区域（沿岸市町村のみ）		・津波浸水想定区域の区域、到達予想時間、避難場所（高台若しくは堅牢な建物）等	

#### 4 ハザードマップの配布等

市町村長は、以下の事項を記載したハザードマップを作成し、印刷物の配布インターネットの利用その他の適切な方法により、各世帯に提供し、住民がその提供を受けることができる状態に置くものとする。

区分	項目	根拠法令等
浸水想定区域（法定）	浸水想定区域図、浸水した場合に想定される水深、洪水予報等の伝達方法、避難場所、避難経路、避難誘導體制 等	水防法施行規則第4条
土砂災害警戒区域（法定）	土砂災害警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制 等	土砂災害防止法第7条
土砂災害特別警戒区域（法定）	土砂災害特別警戒区域図、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制 等	土砂災害防止法第7条
土砂災害危険箇所	土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、避難誘導體制 等	
地震・津波の危険性	想定震度、液状化の危険性、津波浸水想定区域、津波警報等の伝達方法、津波発生時の避難場所 等	

（参考）広域的な避難活動について

2005年に米国で発生したハリケーン「カトリーナ」においては、強風と高潮に伴う大規模な浸水により多数の人的被害と住家被害等が発生したが、組織的な避難支援や、州警察によるカウンターフロー（道路の一方通行化）等の措置により、最大で約110万人を避難させることに成功している。

本県においても、避難対象世帯が広範囲に及ぶ場合や、遠隔地への避難が必要になった場合等に必要になる広域的な避難活動の支援について、対策の整備に努めるものとする。

（対策の例）

- ・避難の規模に応じた所要時間を踏まえた上で、早期の避難情報を発出。
- ・公共交通機関の協力を得て、遠隔地の避難所へ集団搬送の実施
- ・市町村の境界を超え、他の市町村（他県の市町村を含む）への避難（及び、避難者の受入）

### 第3節 災害時要援護者の避難支援体制の整備

#### 1 災害時要援護者の定義

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等が挙げられる。

#### 2 災害時要援護者の状況把握

(1) 市町村は、災害時要援護者に関する情報（要援護者、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等）を平時から把握する体制の整備に努めるものとし、市町村ごとに情報の把握方法を決定し、平時からの情報把握を

実施するものとする。

【災害時要援護者の状況把握方式例】

区分	概要	課題等
同意方式	市町村(防災又は福祉部局)消防団、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握し、避難支援プランを整備する方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な支援内容等をきめ細かく把握できる。</li> <li>・効率よく迅速な情報収集が困難であり、対象者の特定の検討が必要。昔ながらの人のつながりにより対象者の把握が可能な地域では取り組むべき。</li> <li>・福祉関係者等が福祉施策の一環と位置付け、保有情報をもとに要援護者と接することも有効。</li> </ul>
手上げ方式	制度の創設を周知して、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者につき避難支援プランを整備する方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な支援内容等をきめ細かく把握できる。</li> <li>・登録を希望しない者への対策が必要。</li> <li>・共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、要援護者となり得る者の全体像が把握できない。</li> </ul>
関係機関共有方式	市町村が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて福祉部局と防災部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定し、避難支援プランを整備する方式。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉部局が緊急時連絡先、要支援内容等を把握している場合は有効だが、適用する条例例外規定によっては情報共有できる者が限定。</li> <li>・特定した要援護者が必要とする支援内容等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。</li> </ul>

- (2) 災害時の要援護者の状況把握に当たっては、情報を防災・福祉部局等で共有した基本情報を元に、本人の同意を得て避難支援に必要な情報を収集したすることを基本とする。
- (3) 併せて、早急な整備が不可能な場合や同意が得られない場合の対策として、必要に応じて、関係機関共有方式により情報を共有するものとする。この際、各市町村の個人情報保護条例の実態に応じて、個人情報保護審査会の同意を得る等、情報共有及び利用に当たっての体制整備に努めるものとする。
- (4) 県(防災局及び福祉保健部)は、市町村の状況把握を支援する制度の整備及び助言に努める。

### 3 避難支援プランの策定

市町村は、あらかじめ、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援プランを平成21年度中を目処として早急に整備するものとする。

(1) 避難支援プラン・全体計画に規定する主な項目

項目	内容
要援護者の範囲	対象者の基準
情報の収集・共有・提供に係る方針・取扱い	情報収集項目、情報収集方法、情報共有方法、要援護者情報の管理
個人情報の取扱方針	情報共有の範囲、守秘義務の確保
災害時要援護者への主な情報伝達体制・手段	要援護者への情報伝達、支援者への情報伝達、関係機関間の情報伝達
災害時要援護者の避難に係る基準(地区単位)	避難を判断する情報、具体的な数値基準、発令の範囲
避難支援者の設定方法	避難支援者の決定・周知、具体的な避難支援の実施計画
その他必要な事項	要援護者支援に係る訓練、避難支援プランの周知、啓発や訓練の実施計画

(2) 避難支援プラン・個別計画に規定する主な項目

項目	内容
災害時要援護者の基本情報	氏名、住所等
避難に必要な情報	障害の程度等、避難に必要な手段、連絡先、家族・縁戚等支援可能な者の情報 等
避難の基準	
避難支援者又は避難支援者の有無	
情報伝達手段	電話番号、FAX、メールアドレス、その他緊急連絡手段等
必要な避難手段	
その他避難に必要な情報	

(3) 避難支援プラン策定に当たっての留意事項

- ア 防災関係部局と福祉関係部局で相互に連携して避難支援プランの策定に取り組む
- イ 消防団、自主防災組織等、また、平時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者との連携を図り、既存のネットワークを活用

- ウ 災害時要援護者の個々の状態を踏まえ、的確に情報が伝達できる具体の手法を定める（障害の程度による伝達機器の選定等）
  - エ 個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、要援護者情報を防災関係部局、福祉関係部局等と共有すると共に、避難支援者も平時から共有しておくことが重要である。
  - オ 災害時において、事前に収集した個人情報の目的外利用や第三者への提供が本人の利益になる場合には、情報を受ける側の守秘義務を確保することで、本人の同意なしにこれを行うことが可能であるので、積極的に取り組むものとする
  - カ 避難勧告、避難指示のほか、避難準備（要援護者避難）情報を発出する判断基準をあらかじめ定め、当該情報の発出時に災害時要援護者及び支援者が避難行動を開始できるよう平時から周知を図る
  - キ 特に外国人に対しては、文化・習慣の違いから、多様な言語による情報伝達や避難誘導、避難所での支援体制が必要となることから、市町村は県と連携して国際交流員や通訳ボランティア等の広域的な派遣体制の整備に取り組む
- (3) 県（防災局及び福祉保健部）は、市町村の避難支援プラン整備に当たっての支援及び助言に努める。

〔避難支援プラン策定に当たっての参考情報〕

- ― 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」  
（平成18年3月、災害時要援護者の避難対策に関する検討会策定）  
内閣府防災情報のページ：災害時要援護者の避難支援ガイドラインについて  
[http://www.bousai.go.jp/hinan\\_kentou/060328/index.html](http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/060328/index.html)
- ― 「災害時要援護者対策の進め方について」  
（平成19年3月、災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会策定）  
内閣府防災情報のページ：災害時要援護者対策の進め方について（報告書）  
[http://www.bousai.go.jp/hinan\\_kentou/070419/](http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/070419/)
- ― 「災害時要援護者に配慮した市町村防災マニュアル策定指針」  
（平成17年11月、県福祉保健部障害福祉課作成）  
鳥取県障害福祉課ホームページ：障害者のための防災マニュアル  
<http://www.pref.tottori.jp/shougaihukushi/bousaimanyuaru/>

#### 4 支援に当たっての留意事項

支援に当たっては平等・公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応するものとする。

#### 5 社会福祉施設等での整備

- (1) 市町村は、平時から、社会福祉施設や民間施設などの災害時要援護者に適した施設での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。
  - ア 災害時の応援協定の締結
  - イ 福祉避難所としての指定
  - ウ 災害時の連絡経路及び支援体制の確立
  - エ 施設利用方法等を確認
  - オ あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）
- (2) 県、市町村、社会福祉施設管理者は、社会福祉施設の防災設備・資機材の整備、施設内職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。

### 第4節 児童・生徒等の集団避難体制の整備

#### 1 各学校への連絡網の整備

県（教育委員会、企画部）及び市町村教育委員会は、教育長の各学校への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるよう、あらかじめ連絡網を準備しておくものとする。

#### 2 各学校の避難計画

学校長は、概ね次の事項を計画しておくものとする。

- (1) 災害の種類別、程度、場所に応じた避難指示等の伝達方法
- (2) 避難場所の選定
- (3) 誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等
- (4) 災害種別に応じた児童・生徒の携行品

#### 3 校舎における確認事項

学校長は、校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

#### 4 児童、生徒への連絡網の整備

- (1) 学校長は、児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するよう努めるものとする。
- (2) 学校長は、登下校中に災害が発生した場合の、児童、生徒の状況把握方法についてあらかじめ整備しておくものとする。

#### 5 避難訓練等の実施

学校長は、災害の種別に応じた避難訓練を毎年2回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡の体制につき平素から全教職員へ理解を深めておくものとする。

## 6 その他の学校等における避難体制の整備

- (1) 県立学校、私立学校等においても、上記に準じて集団避難体制の整備を行う。
- (2) 市町村は、保育所における避難体制及び保護者への連絡体制等について、学校に準じて整備を行う。

## 第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村管理施設の避難の計画の整備
- 2 避難勧告等の発出体制の整備
  - (1) 避難勧告等についての住民等への事前周知
  - (2) 避難勧告等の発出基準の策定（難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定）
  - (3) 避難勧告等の発令・伝達体制の整備
- 3 避難勧告等の発令基準
  - (1) 避難勧告等の発令の判断基準・考え方
  - (2) 避難場所等（法定）
  - (3) 災害時要援護者への支援体制
  - (4) 浸水想定区域の名称、箇所等
  - (5) 洪水予報等の伝達方法（法定）
  - (6) 地下街、災害時要援護者利用施設の名称及び所在地及び洪水予報等の伝達方法（法定）
  - (7) 土砂災害警戒区域の名称、箇所等
  - (8) 土砂災害特別警戒区域の名称、箇所等
  - (9) 土砂災害危険箇所等の名称、箇所等
  - (10) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制（法定）
  - (11) 災害時要援護者関連施設の名称及び所在地及び土砂災害にかかる情報、予報及び警報の伝達方法（法定）
  - (12) 津波浸水想定区域の箇所等（沿岸市町村のみ）
  - (13) その他災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 4 住民へのハザードマップの配布等による周知
- 5 災害時要援護者の避難支援体制の整備
  - (1) 災害時要援護者の状況把握（方式の決定）
  - (2) 避難支援プランの策定
  - (3) 社会福祉施設等での受入体制等の整備
- 6 児童・生徒等の集団避難体制の整備
  - (1) 各学校への連絡網の整備
  - (2) 学校の避難計画の準備
  - (3) 児童、生徒への連絡網の整備
  - (4) 避難訓練等の実施
  - (5) 保育所における避難体制等の整備

## 第2章 避難所運営体制の整備

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第4章 避難所等整備計画」  
（市町村、県防災局、県教育委員会）

### 第1節 目的

この計画は、災害時に避難所を適切に開設及び運営するための体制を整備することを目的とする。

### 第2節 避難所等の整備

#### 1 避難所等の整備

- (1) 市町村ごとに、地域の実態に即した避難所・避難路等の整備を推進するものとする。  
(2) また、図記号等による分かりやすい案内板等の設置を行い、日ごろから避難所の場所を分かりやすく掲示するよう努めるものとする。

#### 2 避難所の指定

##### (1) 避難所の指定

ア 市町村は、災害等発生時に避難所として使用する施設を避難所として、あらかじめ指定する。（避難所の現況は資料編参照）また、災害時要援護者など、避難所において特別な配慮を必要とする者が生活する施設として、福祉避難所をあらかじめ指定する。

イ 避難所の指定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

【避難施設の指定に当たって留意すべき事項】

項目	留意すべき事項
1 災害に対する安全性	(1) 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で人体の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空地を有すること (2) 土砂災害や浸水などの危険性がないこと (3) 地震により容易に被災しない耐震性を有する施設であること
2 洪水、高潮に対する安全性	沿岸部及び河川の流域にあっては、ある程度標高が高い地域であること
3 土砂災害に対する安全性	ある程度土砂災害危険箇所から離れた場所であること。
4 公共性	避難所は、いつでも容易に避難所として活用できることと、付近住民により認知させていることが必要であるので、公的施設等を活用すること
5 生活必需品等の供給能力	(1) 避難所には長時間滞在することが予測されるので、食料・飲料水・医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること (2) 特に、隣接道路の幅員等を勘案し、車両等による物資の輸送が比較的容易にできる場所とすること
6 アスベストに対する安全性	アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること（既に指定された避難施設についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする。）

##### (2) 避難所以外の施設の活用

避難所として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、災害の態様に応じて十分な避難所が確保できるよう整備するものとする。

##### (3) 応援機関の受援施設との調整

ア 県が策定する「自衛隊受援計画」「緊急消防援助隊受援計画」などで、応援機関の活動拠点として指定が想定されている施設については、原則として、避難所として指定しないこと。

イ 既に指定された避難所が応援機関の活動拠点として指定が必要となった場合には、県と調整の上、指定の見直しを検討すること。

ウ ただし、当該地域の事情により他に適当な施設がない場合は、避難者の生活と応援機関の活動拠点としての利用が相互に支障がないよう、利用方法等を調整しておくものとする。

##### (4) 施設管理者との事前協議

市町村は、避難所として指定する予定の施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

##### (5) 県立学校との事前協議

ア 県立学校の施設を避難所として指定する場合は、次の事項を該当校と協議・確認し、その結果を県教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。

(ア) 避難所として指定する施設の範囲 (イ) 避難地区の範囲 (ウ) 避難地区住民への周知の方法

イ 県立学校の施設を避難所として指定している市町村は、毎年度当初に上記事項を協議・確認し、その結果を県

教育委員会施設管理主管課（教育環境課）に報告するものとする。

なお、学校施設は夜間は施錠されているため、非常時の避難所開設に必要な事項（鍵の管理、緊急時の連絡先等）について、あらかじめ該当校と調整を図っておく。

**(6) 県有施設の事前調整**

県（各部局）は、避難所として指定された県有施設との事前調整に努める。

**(7) 指定管理者との調整**

ア 避難所の指定に当たって、指定管理者により管理されている施設については、施設を管理する地方公共団体は、あらかじめ指定管理者と必要な調整を行うものとする。

イ すでに避難所に指定された施設が、指定管理者による管理施設となったときも、同様に必要な調整を行うものとする。

**3 避難所の設備及び物資等の配備または準備**

(1) 市町村は、避難所における避難の実施に必要な施設・設備の整備（連携備蓄を含む）に努める。（給水施設、仮設トイレ、マット、通信機器、テレビ、ラジオ等）

(2) また、避難生活に必要な物資等は、なるべく避難所又はその近傍に分散備蓄することに努める。（食料、水、常備薬、毛布、携帯トイレ等）

(3) なお、浸水の可能性がある場所に堅牢な避難所を設置している場合は、なるべく施設の上階に保管。

**4 避難路の確保・指定**

市町村は、避難活動に当たって困難な事態が予想されるので、あらかじめ避難所への避難路を指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

(1) 避難路は、水路沿いやがけ地付近などを極力避けて選定するものとする。

(2) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

(3) 災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、県警察本部は関係道路について、駐車禁止等の交通規制を実施する。

**5 一時的な施設の借り上げ等の準備**

県及び市町村は、多数の住民避難により避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の災害時要援護者等の避難先として活用する場合を考慮し、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の事業者とあらかじめ協定を締結する等により、一時的な施設の借上げ体制の整備に努める。

**6 避難所等に関する広報**

**(1) 市町村による広報**

市町村は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から防災マップ・ハザードマップ等の活用や訓練により、住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 避難所の名称及び所在位置   イ 避難所への経路（避難路）   ウ 避難収容後の心得

**(2) 県による広報**

県（防災局）は、ホームページで避難所の情報を公表し、周知の支援を図るものとする。

**第3節 避難所運営体制の整備**

**1 避難所機能・運営基準等の策定**

市町村は、避難所運営を円滑に実施するため、鳥取県防災対策研究会が策定した「鳥取県避難所機能・運営基準」を参考とする等により、次の事項に留意した避難所機能・運営基準等をあらかじめ策定するものとする。（基準については、資料編のとおり）

- |                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| (1) 避難所の規模に応じた受入規模          | (2) 夜間・休日等における開設手順     |
| (3) 配置職員規模                  | (4) 避難者等の協力を含めた運営体制    |
| (5) プライバシーの確保               | (6) 災害時要援護者への配慮        |
| (7) いわゆるエコノミークラス症候群対策       | (8) 老若男女のニーズの違いを踏まえた配慮 |
| (9) 避難所での備蓄整備（水、食糧、毛布、電球など） | (10) 備蓄物資及び支援物資の配分計画   |

**2 避難所の運営組織の調整及び決定**

(1) 避難所開設時の避難者等の協力を得て運営する際の運営組織としては、自治会又は自主防災組織等が想定される。

(2) 市町村は、あらかじめ、避難所開設時の運営組織及び市町村との役割分担を調整し、定めておくものとする。

**3 避難所運営訓練の実施**

市町村は、地域住民や避難所運営協力者等と連携した避難所運営訓練等を実施するものとする。

**第4節 市町村地域防災計画に定める事項**

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

**1 避難所・避難路等の整備**

- 2 避難所（福祉避難所を含む）の指定
- 3 避難所の設備及び物資等の配備または準備
- 4 避難路の確保・指定
- 5 一時的な施設の借り上げ等の準備
- 6 避難所等に関する広報
- 7 避難所運営体制の整備
  - (1) 避難所機能・運営基準等の策定
  - (2) 避難所の運営組織の調整及び決定
  - (3) 避難所運営訓練の実施

### 第3章 孤立予想集落対策の強化

(旧) 共通対策編 第2部 災害予防計画 「第8章 孤立予想集落対策」  
(KDDI、NTTドコモ中国、県防災局、県土整備部)

#### 第1節 目的

この計画は、水害等による土砂崩落等や積雪等により孤立が予想される集落について、その対策を図ることを目的とする。

#### 第2節 孤立集落について

##### 1 孤立集落及びその発生原因について

孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域などの集落において、人の移動、物資の流通が困難となり、住民生活が困難若しくは不可能となった集落をいう。孤立集落の具体的な発生原因としては、以下の要因が挙げられる。

- (1) 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- (2) 地震、風水害等に伴う土砂崩れ、落石、雪崩等の恐れがある箇所に対する事前通行止め
- (3) 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積 等

##### 2 孤立予想集落の特定

県下の孤立予想集落の状況は、資料編のとおりである。

#### 第3節 孤立防止対策

##### 1 孤立予想集落の特定

- (1) 市町村は、市町村内の孤立が予想される集落をあらかじめ特定しておくものとする。
- (2) 市町村は、ヘリコプター離着陸場一覧(資料編参照)を参考に、当該集落付近のヘリコプター離着陸場を定めしておくものとする。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時から災害時等の緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努めるものとする。

【緊急用ヘリコプター離着陸候補地の条件】 県消防防災ヘリコプターの場合

- ・着陸場所として5m四方の平坦な接地面が確保できること
- ・接地面周囲(半径20m程度)に立木や電線、建物等の障害物がないこと

候補地の例：道路交差点、堤防、田など

##### 2 情報の孤立防止

- (1) 市町村は、孤立が予想される集落内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、災害に強い情報通信設備(衛星携帯電話、移動系防災行政無線等)を配備しておくよう努めるものとする。
- (2) 市町村は、孤立予想集落内の情報通信設備の配備場所について住民に周知しておくものとする。
- (3) 市町村は、平時から機器の維持管理を自ら行うか地域住民に行わせるとともに、地域住民に対して機器の使用方法的周知を図ることとする。
- (4) KDDI及びNTTドコモ中国は、情報の孤立を防止するため、携帯電話の不感地帯解消に努めるものとする。

##### 3 孤立災害発生時の応急対策

県(防災局、県土整備部)及び市町村は、物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合の復旧及び復旧が完了するまでの間の救援方法等の応急対策についてあらかじめ定めておくものとする。

#### 第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 孤立予想集落の特定
- 2 孤立予想集落付近のヘリコプター離着陸場の決定又は把握
- 3 災害に強い情報通信設備(衛星携帯電話、移動系防災行政無線等)の孤立予想集落への配備
- 4 孤立災害発生時の応急対策の事前の決定

## 第4章 帰宅困難者対策の強化

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第7章 帰宅困難者対策」  
（県防災局、県教育委員会）

### 第1節 目的

この計画は、地震等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

### 第2節 帰宅困難者対策の推進

#### 1 帰宅困難者の考え方

県（防災局）及び市町村は、各主要駅等で発生が予想される帰宅困難者数の把握に努めるとともに、必要な対策を推進するものとする。

（参考：帰宅困難者の設定例）

- （1）自宅までの帰宅距離が10km以下の人は、全員の徒歩帰宅が可能
- （2）自宅までの帰宅距離が10～20kmの人は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ帰宅者を減減
- （3）自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、徒歩帰宅は困難
- （4）妊婦、幼児、身体障害者等は、自宅までの帰宅距離10km以下であっても徒歩帰宅は困難

#### 2 帰宅困難者に対する基本的な対策

- （1）帰宅困難者を発生させないための対策

県（防災局）及び市町村は、県民自らが帰宅困難者とならないための対策や帰宅困難者となったときに混乱しないための対策について、日ごろから県民に対して、次のような取り組みを推進するよう啓発するものとする。

- ア 正確な情報収集をするためのラジオの携帯
- イ 地図、懐中電灯の準備
- ウ 簡易食料（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備
- エ 家族と連絡手段・集合場所について話し合い
- オ 安否確認の方法（災害伝言ダイヤルや遠くの親戚など）の確認
- カ 歩いて帰る訓練の実施
- キ 季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

- （2）事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食糧の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制や主要駅やバスターミナル等への職員派遣体制を整備するものとする。

#### 3 帰宅困難者を支援する対策

- （1）情報収集・提供の体制整備

県（防災局）及び市町村は、帰宅困難者が多く発生する主要駅やバスターミナル等との情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。

- （2）帰宅支援の協力体制の整備

県（防災局）及び市町村は、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者と、帰宅困難者に対する飲料水やトイレの提供、交通情報などの各種情報提供などの、帰宅支援の協力体制の整備を推進するものとする。

- （3）妊婦、幼児、障害者等の収容体制の整備

県（防災局）及び市町村は、妊婦、幼児、障害者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 帰宅困難者を発生させないための対策
- 2 情報収集及び帰宅困難者への情報提供体制の整備
- 3 帰宅支援の協力体制の整備
- 4 妊婦、幼児、障害者等の収容体制の整備

# 災害予防編（共通）

## 第6部

### 医療救助計画

【平成20年度修正案】

## 第1章 医療（助産）救護体制の整備

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第15章 医療（助産）救護体制の整備計画」  
（中国四国厚生局、日本赤十字社、県医師会、県防災局、県福祉保健部、県病院局）

### 第1節 目的

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失うことが十分予想されることから、県、市町村、その他関係医療機関が医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るようあらかじめ医療救護体制を整備することを目的とする。

### 第2節 医療救護体制の確立

県、市町村、その他関係機関は、災害に備え、次のとおり医療救護活動体制を確立するものとする。なお、医療救護活動に準じて助産の救護を行う。

#### 1 県

「鳥取県保健医療計画」及び「災害時の医療救護マニュアル」に基づき、体制を整備する。

- (1) 本庁は医療救護対策本部として、また保健所は現地医療救護センターとして位置付け、医療救護体制の整備を図る。
- (2) 県立病院を後方医療機関として、また災害拠点病院として重症患者の受け入れを速やかに行うための整備を図る。
- (3) 災害拠点病院の整備及び連携の促進を図る。
- (4) 県立病院等救護班の編成体制を整備すると共に、災害時の救護班の体制について関係団体等と検討を行うものとする。
- (5) 負傷者の搬送体制の整備を図る。
- (6) 後方医療機関の指定及び関係機関等への周知を図る。
- (7) 広域搬送の円滑化のため、災害時に受入可能な県外病院の具体的な検討及び県外病院の指定（協定の締結）並びに県内外病院への搬送を調整する者の配置の検討を行う。
- (8) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制の整備を図る。
- (9) 患者搬送に必要な車両につき事前に把握する。
- (10) 心のケアに従事する職員を育成するため、県や市町村の職員を対象として研修会を実施する。
- (11) 「救急医療情報システム」の災害時の効率的な搬送体制への活用について検討するものとする。
- (12) 他県等の災害派遣医療チームやドクターヘリ等の応援について、要請を行う手順や、受入体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- (13) 災害時の迅速なトリアージの実施のため、研修の実施及び実施体制の整備を行うものとする。
- (14) 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備や研修、資機材整備等の支援を行うものとする。（第5節のとおり。）
- (15) 災害時に医薬品等の円滑な提供体制の整備を行うものとする。
- (16) 大規模事故やNBC災害等を想定した医療救護体制等について検討を行うものとする。

#### 2 市町村、消防局

- (1) 自治体病院等救護班の編成体制を整備する。
- (2) 負傷者の搬送体制を整備する。
- (3) 自治体病院を後方医療機関として整備する。
- (4) 救護所の指定及び整備をするとともに、住民への周知を図る。
- (5) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。
- (6) 自主防災組織の活用方法を検討する。

#### 3 日本赤十字社（以下「日赤」という。）鳥取県支部

日赤鳥取県支部は、赤十字病院の医療救護班の編成体制及び後方医療機関としての整備充実を図る。

また、日赤鳥取県支部は、こころのケア指導者の養成など、こころのケア対策の充実を図る。

#### 4 自治体病院・公的病院

自治体病院・公的病院は、医療救護班の編成体制を整備する。

#### 5 災害拠点病院

- (1) 地域災害医療センター（東・中・西の二次医療圏ごとに1か所）

所在する二次医療圏内の被災地の医療確保、被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、広域搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸出し）を行う。

東部	鳥取赤十字病院	
中部	鳥取県立厚生病院	屋上ヘリポートあり
西部	鳥取大学医学部附属病院	

(2) 基幹災害医療センター（県下に1か所）

被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、広域搬送への対応、自己完結型医療救護チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸し出し）を行うとともに、地域災害医療センターの後方支援病院として、災害時における県下の中心的役割を担う。

基幹災害医療センター	鳥取県立中央病院	敷地内に場外離着陸場あり
------------	----------	--------------

ただし、県立中央病院（本館）は、昭和56年の建築基準法改正前に整備された建築物であり、施設の耐震安全性が担保されていないため、当面は避難対策の充実化等を図りつつ、安全性の確保について検討を行うよう努めるものとする。

なお、県立中央病院には敷地内にヘリポートが整備されている。

6 鳥取大学

鳥取大学は、医学部附属病院の医療救護班の編成体制を整備する。

7 中国四国厚生局

中国四国厚生局は、独立行政法人国立病院機構との連絡調整体制を整備する。

8 県医師会等

(1) 県医師会及び地区医師会は、救護班の編成体制について整備する。

(2) 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。

9 県歯科医師会

県歯科医師会及び地区歯科医師会は、救護班の編成体制について整備する。

10 県薬剤師会

県薬剤師は、救護班の編成体制について整備する。

11 県看護協会

県看護協会は、災害支援ナースの派遣体制を整備するものとする。

12 その他

(1) 各医療機関は、災害時に使用する医療用水の確保方法の検討に努めるものとする。

(2) 医療機関は、平時から非常用電源を確保する等の対策を講じ、災害時にはこれを有効に活用するものとする。

第3節 災害拠点病院等の被災時に備えた体制整備

県（福祉保健部、病院局）は、災害時において災害拠点病院が被災し、病院機能を喪失した場合の対策を講じておくものとする。県立病院の被害を低減するため、必要な予防策を講じておくものとする。

県以外の災害拠点病院や自治体病院の管理者は、県に準じて必要な措置を講じておくものとする。

1 安全性の確保

県立病院施設の耐震性の確保や、浸水防止対策に努めるものとする。

2 ライフライン途絶時の対策

県立病院の停電時に備えて予備電源を確保する等の整備充実に努めるとともに、優先的にライフラインの復旧を行うよう関係機関との体制整備を図るものとする。

3 代替病院施設等の確保

被災地域内の災害拠点病院が機能喪失した場合のバックアップ施設をあらかじめ確保し、被害の程度に応じた活用方法をあらかじめ想定しておくものとする。

4 入院患者等の避難及び緊急転院

県立病院の入院患者や外来患者等の避難誘導体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

なお、県立病院が機能喪失した場合の入院患者の転院や、重症患者の搬送の方法について、あらかじめ決めておくものとする。

5 災害時医療救護チーム等の受援体制整備

県立病院におけるDMAT・他の医療機関から派遣された医療救護班等の災害時医療救護チーム等の受入について、あらかじめ決めておくものとする。

第4節 医薬品等の備蓄体制

災害のため、医薬品等が不足することが予測されることから、次のとおりあらかじめ医薬品等を備蓄し、円滑な供給体制を確立する。

なお、東中西部の圏域ごとに分散し、洪水時等に浸水のおそれがない場所に備蓄するものとする。

1 県

(1) 救護活動に必要な医薬品等を東・中・西の各医療圏ごとに備蓄する。

東部	鳥取県立中央病院
中部	鳥取県立厚生病院
西部	鳥取県済生会境港総合病院

- なお、災害時の備蓄医薬品の供出手順等についてあらかじめ定め、関係医療機関等に周知を図るものとする。
- (2) 県立病院は、救護班の派遣及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。
  - (3) 医薬品等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握する。
  - (4) 国や他県等から医薬品を調達できるよう、体制の確保に努める。
  - (5) 県薬剤師会、県医師会、薬品卸売業者等とあらかじめ必要な調整を行い、災害時の効率的な医薬品の調達体制を整備するものとする。（例：県を介さない、通常の商取引に近い流れの薬品調達方法）
  - (6) 有効期限到来前の医薬品の活用を考慮した医薬品の医療機関への備蓄等、効率的な備蓄体制を整備・運用する。
- 2 **市町村**  
救護所及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。
  - 3 **日赤鳥取県支部**  
救護活動に必要な医薬品等を鳥取赤十字病院、鳥取県赤十字血液センターに備蓄する。
  - 4 **県薬剤師会**  
医薬品等の迅速な確保、補給を図るため、県内の主要調達先の現状を把握する。

## 第5節 DMATの体制整備

【DMATとは】 Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームであり、広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等を主な活動とする。

### 1 DMAT運用計画の策定

県等は、厚生労働省が定める「日本DMAT活動要領」に基づき、DMAT運用計画を事前に策定するよう努める。

### 2 DMAT指定医療機関の登録

県は、原則として以下の基準を満たす管内の病院をDMAT指定医療機関として指定し、厚生労働省にその旨報告すると共に、「災害時の医療救護マニュアル」において管内のDMAT指定機関について明示するよう努める。

- (1) DMAT派遣を行う意志を有する医療機関
- (2) DMATの活動に必要な人員、装備を有する医療機関
- (3) 災害拠点病院である医療機関

### 3 協定の締結

県（福祉保健部）は、DMAT指定医療機関と、DMATの運用に関する必要な事項について協定を締結するものとする。

### 4 連絡体制の確保

DMAT指定医療機関は、派遣されたDMATとの間の連絡手段を確保するため、機材を整備するものとする。

### 5 研修及び訓練の実施

- (1) DMAT指定医療機関は、DMAT隊員の研修及び訓練に努めるものとする。
- (2) DMAT登録者は、通常時より連絡体制などDMAT派遣の準備を整え、DMATの研修に積極的に参加するよう努める。

## 第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 自治体病院等の災害時医療体制の整備
  - (1) 救護班の編成体制の整備
  - (2) 後方医療機関としての整備
- 2 負傷者の搬送体制の整備
- 3 救護所の指定、整備及び住民への周知
- 4 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制の整備
- 5 災害時医療における自主防災組織の活用方法の検討
- 6 医薬品等の備蓄

## 第2章 搜索、遺体処理及び埋葬体制の整備（新設）

（新設のため、下線省略）

（県生活環境部、県警察本部）

### 第1節 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の搜索、遺体の処理及び埋葬を行うための体制を整備することを目的とする。

### 第2節 行方不明者の搜索

#### 1 搜索体制の整備

- (1) 災害のケース毎に搜索体制は大きく異なると考えられるが、市町村は、災害時に速やかな搜索が実施できるよう、あらかじめ事象に合わせた搜索体制の構築について検討を行うものとする。
- (2) 市町村は、あらかじめ消防団、自主防災組織等との搜索協力体制の構築に努める。

### 第3節 遺体の処理

#### 1 検視体制の整備

- (1) 県警察本部は、速やかに検視活動を実施できるよう、あらかじめ検視隊等の体制整備に努めるものとする。
- (2) 市町村は、県及び県警察本部等と連携し、あらかじめ納棺用の棺、遺体収容用の毛布、納棺時の供花、線香、ドライアイス等について調達体制の整備に努める。
- (3) 県警察本部、市町村及び県は、検案医師及び看護師について県外から応援要請を行うことを想定し、あらかじめ支援要請体制の整備に努める。

### 第4節 応急的な埋葬

#### 1 埋葬体制の整備

市町村及び県は、棺その他埋葬に必要な物品について、あらかじめ調達体制の整備に努める。

### 第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 行方不明者の搜索体制の整備
- 2 棺その他埋葬に必要な物品の調達体制の整備

# 災害予防編（共通）

## 第7部

### 交通・輸送計画

【平成20年度修正案】

## 第1章 緊急輸送体制の整備

（中国運輸局、県トラック協会、県バス協会、中国地方整備局、県防災局、県県土整備部、  
県警察本部、県総務部、県企画部、県商工労働部）

### 第1節 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

### 第2節 緊急輸送体制の整備

#### 1 緊急輸送道路等の指定

県は、陸、海、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送網として、道路、輸送拠点施設等を含めた緊急輸送道路等を指定する。

なお、指定路線の変更及び追加に際しては、別途、道路管理者と協議し指定するものとする。

##### (1) 緊急輸送道路

ア 県は、県庁、広域防災拠点、市町村災害対策本部等、物資受入港等及び隣接県の主要路線と接続する別表1の路線を、緊急輸送道路に指定する。

##### イ 緊急輸送道路の設定の考え方

ルート名	路線の概要
第1次ルート	県庁及び県内外の地方中心都市を連絡し、それらと重要港湾、空港を結ぶ道路
第2次ルート	第1次ルートと市町村役場及び主要な防災拠点を連絡する道路 [災害医療拠点、災害時の臨時ヘリポート、港湾、物流拠点（物資の集配施設）、各市町村を結ぶルート]
第3次ルート	1次・2次ルートの代替機能を有する道路

緊急輸送道路は、国の補助制度等を活用して、整備充実を図るものとする。

##### (2) 物資受入港

ア 県は、海路からの物資受入港として、別表2の港湾、漁港を指定する。

##### イ 物資受入港

港湾・漁港名	種別	管理者
鳥取港	重要港湾	鳥取県
境港	重要港湾	境港管理組合
赤碕港	地方港湾	鳥取県
田後港	地方港湾（避難港）	鳥取県

##### (3) ヘリコプター離着陸場

空路を用いた輸送拠点としては、第一に鳥取空港及び米子空港の利用が考えられるが、円滑な輸送体制推進のため、県はヘリコプター離着陸場を指定する。（資料編参照）

##### (4) 市町村緊急輸送道路等

市町村は、地域内における緊急輸送を確保するため、各市町村において緊急輸送道路及びヘリコプター離着陸場を指定する。この際、県の指定する緊急輸送道路との補完性、代替性などに配慮する。

##### (5) 応援部隊の進出経路など

県は、消防機関・自衛隊等の応援部隊についてそれぞれの受援計画に基づき、進出経路を定める。

#### 2 緊急輸送道路等の整備

##### (1) 交通施設の整備・耐震化

緊急輸送道路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター離着陸場を除く。）は、災害の発生による施設の破損を防ぐため、その管理する道路、港湾施設、交通安全施設などの整備、耐震化を図る。

##### (2) 代替経路の確保

県、市町村、道路管理者等の関係機関は、「鳥取県地震防災調査研究報告書」における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努める。

##### ア 複層的なネットワークの構築

第1次ルートについては、災害発生時の道路寸断を考慮し、高速道路（姫鳥線、山陰道）、バイパス（国道9号）等の整備を図ることにより、複層的な輸送経路ネットワークの構築を推進する。

##### イ 代替経路の想定

##### ウ 海上輸送・空路輸送の活用

#### 3 輸送体制の推進

県や関係機関は、緊急輸送体制をより強化するため、上記のほか次の点に留意するものとする。

##### (1) 輸送に係る情報収集、連絡調整体制の整備

ア 県及び緊急輸送道路等の管理者は、災害時、速やかに管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応

急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するものとする。

イ 県、緊急輸送道路等の管理者及び防災関係機関は、災害時、速やかに緊急輸送道路等に係る情報を共有し、その使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行うことができるよう、平素から情報収集及び共有の体制を整備するものとする。

(2) 輸送手段の確保

ア 県は、関係機関の輸送能力についてあらかじめ把握しておくよう努めるものとする。

イ 県は、自らが保有する車両のほか、県トラック協会との間に締結した「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき、災害時にいち早く輸送支援を要請する体制を確立するものとする。

ウ 県、市町村及び各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など）は、災害時に迅速に連携協力が実施できるよう、平素から連絡調整を行うものとする。

エ 関係機関相互においては、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画の作成等により確認し、平時から連携を図るものとする。

(3) 空港施設等の活用及び空路の確保

ア 県は、被災により特定の空港が機能停止した場合であっても、県内空港が同時被災するおそれは低いため、使用可能な空港を輸送拠点として活用することで空路の確保を図るものとしてあらかじめ利用計画を講じておくものとする。その際、輸送拠点からの陸路等による輸送手段を併せて確保するものとする。

イ 県は、県内空港で救援物資等を一時的に保管できるよう、空港管理者と協議を行い、一時集積場を確保する等の体制をあらかじめ整えておくものとする。

ウ 県は、救援物資輸送等のため空港運用時間外でも発着できるよう、空港利用の方法について空港管理者とあらかじめ調整を図るものとする。

エ 県は、災害対応が長期にわたり、空港施設を長期利用する必要がある場合、民間航空機との調整を行う必要があるため、あらかじめ関係者等と対応を検討しておくものとする。

(4) 輸送の支援体制

ア 輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、物流関係の業種団体等に対して物流専門家の派遣を要請できる体制の確保に努めるものとする。

イ 各種の輸送に当たっては、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保するよう配慮するものとする。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 地域内における緊急輸送道路等の指定

2 主要幹線道路寸断時の代替経路の確保

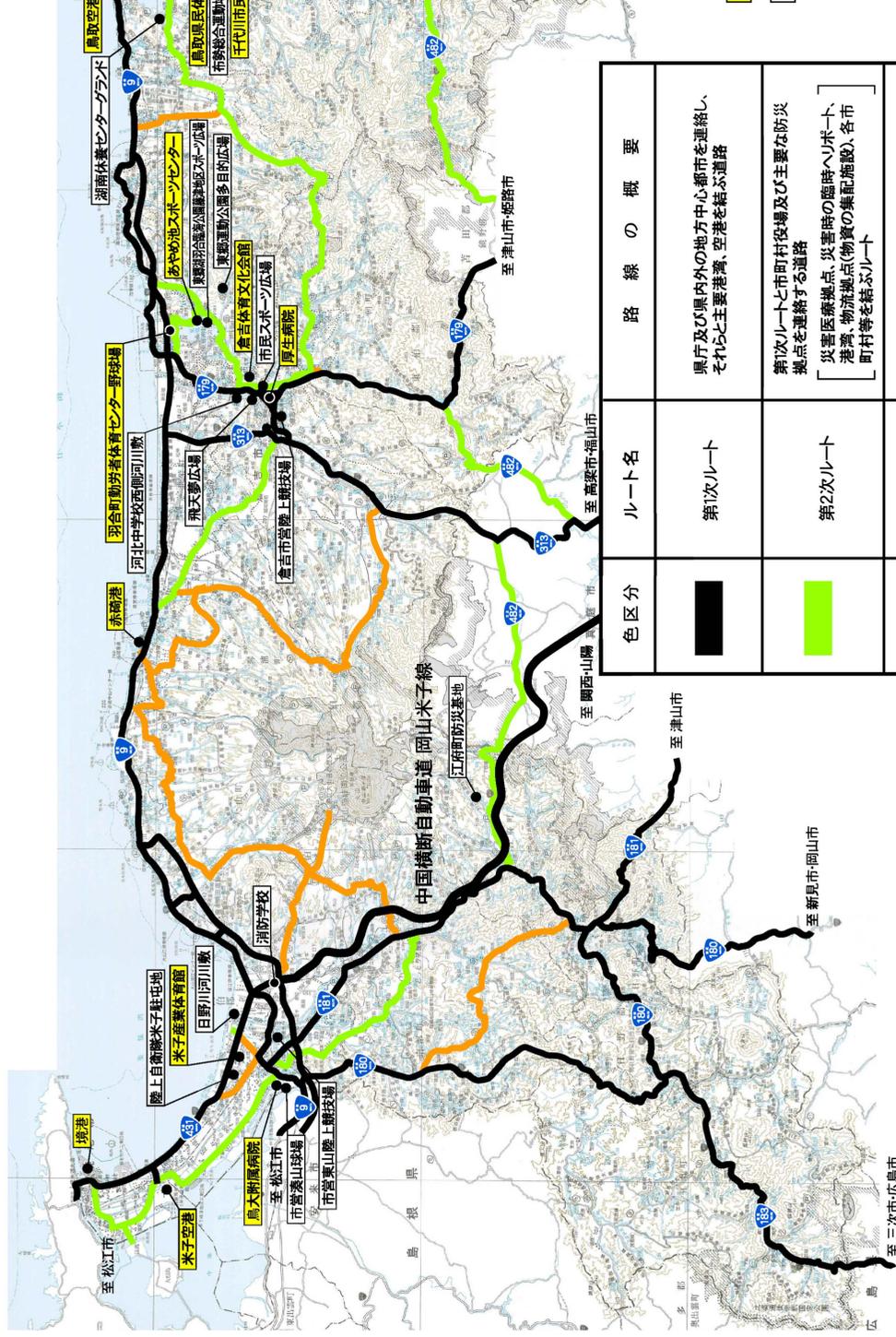
3 緊急輸送体制の強化

(1) 輸送経路及び輸送手段の確保に係る情報収集、連絡調整体制の整備

(2) 輸送拠点における物資在庫管理、荷下ろし、荷さばき等のための調整

# 鳥取県

# 防災幹線道路ネットワーク



色区分	ルート名	路線の概要
■	第1次ルート	県庁及び県内外の地方中心城市を連絡し、それらと主要港湾、空港を結ぶ道路
■	第2次ルート	第1次ルートと市町村役場及び主要な防災拠点を連絡する道路 [災害医療拠点、災害時の臨時ヘリポート、港湾、物流拠点(物資の集配施設)、各市町村等を結ぶルート]
■	第3次ルート	1次・2次ルートの代替機能を有する道路

## 第2章 交通施設の災害予防

（中国地方整備局、県防災局、県県土整備部、県警察本部、JR西日本、智頭急行、若桜鉄道）

### 第1節 目的

この計画は、道路構造物の老朽化等による崩壊を防止するとともに、道路への土砂崩落や積雪等による影響を最小限とすることによって、交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

### 第2節 交通路線の確保

#### 1 交通施設の災害予防

##### （1）道路及び橋りょうの整備による災害予防

道路、橋りょうの整備は、水害をはじめ各種災害における避難、救援等に対する輸送路の確保のため必要なものであり、これらの整備を図ることにより、災害対策の円滑な遂行に資するものである。

ア 防災幹線上の橋りょうについて耐震補強等の対策を優先的に講じていく。

イ 道路上における路側、法面などの崩壊を未然に防止し、交通の確保を図るため、次のような道路災害防除事業を行うものとする。

〔ア〕 トンネル補修（クラック、漏水対策）

〔イ〕 路側法面崩壊防止（擁壁工、法面工）

〔ウ〕 浪害防止（浪返し擁壁）

〔エ〕 地すべり対策（山腹段状切付工、くい打ち工、地下水排水工）

ウ 上記のほか、特に異常気象時において通行の危険が予想される箇所については、「異常気象時における道路事故防止要領」（資料編のとおり）を定め、交通の安全と円滑化を図るものとする。

また、道路施設等が地震や風水害等により被災し、迅速な災害応急対策実施のための妨げとなったり、道路の途絶に伴い孤立集落が発生することがないように、必要な整備に努めるものとする。

##### （2）その他の交通施設の整備による災害予防

鉄道・空港・港湾等の交通施設についても、各種災害における避難、救援等に係る輸送路の確保のため、これらの施設について耐震補強等の整備を図るものとする。

### 第3節 除雪による交通路の確保

#### 1 除雪の体制

（1）冬期間県下の道路の交通を確保するため、主として主要市町村相互間の幹線道路の除雪を目途として除雪機械の強化、整備に努める。

（2）また、計画的な道路除雪の実施のため、国、県、市町村その他関係者からなる除雪対策協議会を設置する。（除雪用機械については、資料編のとおり。）

#### 2 除雪作業と警戒積雪深

（1）平常時は、路面上の積雪が概ね10cm以上に達した時は除雪作業に入る。

（2）また、県下5地点の指定観測点のうち3地点が警戒積雪深に達した場合を目安に警戒体制に入り、さらにその大部分が警戒積雪深を大幅に超えた場合は、主要路線における除雪状況、降雪強度等を勘案して中国地方整備局長と協議し、「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」に基づいて緊急体制をとり、雪害防止に万全を期する。

（3）なお、地震等災害発生時は、緊急輸送道路を優先して除雪する。

（指定観測点）

地点名	鳥取	智頭	三朝	米子	黒坂
警戒積雪深	50cm	70cm	60cm	40cm	70cm

#### 3 除雪対策

具体的な除雪対策については、毎年鳥取県除雪対策協議会により、除雪関係機関の除雪計画について協議し、決定している。

なお、鳥取県及び国土交通省の除雪方針は、資料編のとおりである。

### 第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

#### 1 交通路線の確保対策

（1）道路及び橋りょうの整備

（2）その他の交通施設の整備

（3）除雪作業の実施

### 第3章 交通規制体制等の整備

（中国地方整備局、県県土整備部、県警察本部）

#### 第1節 目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

#### 第2節 交通規制体制等の整備

##### 1 広域的な交通規制に係る連携

県警察本部は、大規模な災害発生時の広域的な交通規制について、平素から訓練を通じての連携の確立等、関係機関との連携体制の確立に努める。

##### 2 交通誘導に係る協力体制の確立

県、県警察本部及び鳥取県警備業協会は、「災害時における交通誘導及び地域安全確保等の業務に関する協定」に基づき、日ごろの連絡体制を確立するほか、県総合防災訓練の参加等、訓練の実施等により、協力体制を確立するものとする。

##### 3 交通規制に係る情報提供手段の周知

道路管理者は、交通規制等情報のホームページへの掲載などの住民等への情報提供の方法について、あらかじめ周知に努めるものとする。

#### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

##### 1 交通規制等情報の住民への提供方法についての周知

## 第4章 緊急通行体制の整備

（県防災局、県警察本部）

### 第1節 目的

この計画は、応急活動に必要な緊急通行の確認体制の整備について定めることを目的とする。

### 第2節 緊急通行車両の確認体制等の整備

#### 1 標章、証明書、通行禁止標示の作成備え付け

緊急通行車両であることの確認及び緊急通行車両以外の車両に対する規制に伴う次の標章等は、平素は県警察本部（交通企画課）及び県防災チームが保管しておき、災害の発生が予想される場合に、これを関係機関に送付し、当該業務に支障がないようにする。

（1）標章

（2）緊急通行車両確認証明書

（3）通行禁止標示

#### 2 緊急通行車両の事前確認制度の活用

県（防災局）及び県警察本部（交通企画課）は、災害時の応急対策に必要となる車両については、必要に応じて「鳥取県緊急通行車両確認事務要領」に基づく事前確認をあらかじめ行い、又は行わせ、災害発生時の事務手続を軽減するものとする。なお、特に県（防災局）が行う事前確認については、県と災害応援協定を締結した機関が対象となるものである。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

## 第5章 ヘリコプター活用体制整備計画

（旧）共通対策編 第3部 災害応急対策計画 「第13章 ヘリコプター活用計画」  
（県防災局、市町村、消防局、県警察本部、自衛隊、第八管区海上保安本部）

### 第1節 目的

被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプターを有効に活用するための体制を整備することを目的とする。

### 第2節 ヘリコプターの受援体制の整備

#### 1 受援体制の整備

- (1) ヘリコプターの安全と効率的運用を確保するため、本節のとおり次の受援体制を構築する。  
なお、緊急消防援助隊（広域航空消防応援を含む）の受援体制は、「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」による。
- (2) 災害対策に航空機活用が有効と認められる場合等、必要に応じて県実施部に航空班を設置する。
- (3) 警察、防災関係機関、民間航空機等との空域調整等を行うため、「航空機の安全運航確保マニュアル」の策定に努める。
- (4) 応援機以外の民間飛行機との飛行調整は、大阪航空局等関係機関を通じて行う。
- (5) ヘリコプター活動拠点における管制について、あらかじめ必要な調整を図るものとする。
- (6) 航空部隊の受入れ体制の強化と円滑な運用を図るため「緊急消防援助隊航空部隊受援マニュアル（仮称）」の策定に努める。
- (7) ヘリコプターの燃料補給について、あらかじめ必要な体制の整備を図るものとする。
- (8) 場外離着陸場の整備促進について、県は市町村に対し協力を依頼するものとする。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

#### 1 ヘリコプターの場外離着陸場の整備

#### 2 ヘリコプターの受入体制の整備

- (1) 吹流しの設置
- (2) ヘリコプターの誘導に必要な人員の確保
- (3) 散水体制の整備

# 災害予防編（共通）

## 第8部

### 食糧・物資調達供給計画

【平成20年度修正案】

## 第1章 物資の備蓄及び調達体制の整備

（県防災局、県生活環境部、県農林水産部）

### 第1節 目的

災害発生時に備え、備蓄を行うとともに、市町村への物資等の調達支援を行う県の体制を整備する。

なお、必要となる物資については、震災対策編第1部第2章「被害想定」等を踏まえ、必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。

### 第2節 備蓄の種類及び実施者

応急対策に必要な物資は、以下の種類ごとに県・市町村がそれぞれ備蓄を行う。

#### 1 連携備蓄

県と市町村で連携して実施（第3節を参照）

#### 2 流通備蓄

多量の確保必要な物資等、広域的に調達することが適当な物資については、県が業者との協定等を締結することにより確保を図るとともに、市町村においても個別に業者と協定を締結して早急の物資の確保を図る。

#### 3 市町村備蓄

市町村は連携備蓄以外に、住民が災害時に必要とする備蓄について備蓄を行う。

#### 4 県備蓄

県は、県職員の個人備蓄を推進するとともに、以下の広域的に整備することが適当な物資について備蓄する。

- (1) 医療品等（第6部第1章「医療（助産）救護体制の整備」のとおり）
- (2) 災害救助基金による備蓄物資（毛布）
- (3) 水防活動用備蓄物資
- (4) 流出油処理用備蓄物資

### 第3節 県と市町村の連携備蓄

#### 1 連携備蓄の概要

- ・「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」（資料編参照）に基づき実施。
- ・県と市町村の役割分担を明確にし、物資、資機材を連携して備蓄。
- ・県と各市町村の分散備蓄により経費及びリスクを分散し、被災時に適切な物資供給を行う。
- ・各種の応援協定による流通備蓄の調達や、他県等からの応援物資の供給が見込まれる時期までは、主として連携備蓄物資により被災者支援を実施。

#### 2 市町村の備蓄

あらかじめ定めた品目につき、人口に応じた数量を各市町村が備蓄。

（市町村の連携備蓄品目）

保存食（乾パン等）、災害時要援護者用保存食（アルファ米がゆ等）、粉ミルク、保存水、飲料水用容器、ほ乳瓶、トイレトイレットペーパー、生理用品、簡易トイレ、毛布、紙おむつ（大人用、子ども用）、救急セット、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防水シート、ロープ

#### 3 県の備蓄

大型の資機材（仮設トイレ、ストーブ、発動発電機、投光器等）を重点的に備蓄。

#### 4 災害時の応援

- ・災害時には、相互に連携して物資を補完する。
- ・被災市町村に対する応援は、県と被災地外の市町村が連携して行う。
- ・応援市町村から被災市町村への物資輸送体制については、効果的な輸送が行えるよう検討する必要がある。

#### 5 連携備蓄の状態保持

- ・定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める。
- ・消費期限、耐久期限のある品目は、期限を考慮して計画的備蓄を図るとともに、期限を考慮して有効活用及び更新。
- ・各種の災害対応等により備蓄物資を消費した場合には、速やかに補填。

### 第4節 県の調達体制の整備（食糧、生活関連物資、トイレ対策）

#### 1 食糧

- (1) 応急給食を支援するため、あらかじめ食料品販売業者と食糧調達に関する協定を締結。
- (2) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結。

#### 2 生活関連物資

- (1) 生活必需品販売業者と物資調達に関する協定を締結。

(2) 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定を締結。

### 3 トイレ対策

- (1) リース業者と、仮設トイレの調達に関する協定を締結。  
 (2) 生活必需品販売業者等と、携帯トイレの調達に関する協定を締結。

### 4 留意事項

- (1) 県は、物資の種類ごとに、販売業者及び他の都道府県等と応援協定を締結し、調達体制の整備に努めるものとする。  
 (2) 物資の調達体制の整備に当たっては、物資の引受けスペース、一時集積所及びそれらに要する人員配置など、引受体制についても併せて整備する。

## 第5節 災害対策活動要員に係る食料備蓄の整備

### 1 県の活動要員に係る食料備蓄の整備

県は、災害発生時の応急対策活動に従事する職員のローテーション等を考慮して、活動の維持に必要な食料及び水等の備蓄を確保するものとする。

#### (1) 職員備蓄の推進

職員は、災害発生時の応急対策活動に従事することを前提とし、初動3日間を対象として、ローテーションを考慮し、2日分（6食）を目標として、自ら食料及び水等の備蓄を準備し、職場に保管しておくものとする。  
 また、職員は、その家庭において、家族の3日分の食料及び水等の備蓄に努めるものとする。

#### (2) 公的備蓄

県は、活動要員の備蓄として、職員備蓄で不足する、全職員の3分の1の1日分（2食）の食料及び水を整備するものとする。

[ローテーションを考慮した職員活動パターンの想定]

ローテーション	1日目	2日目	3日目	備考
Aグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	対応（公的備蓄）	各グループは全職員の3分の1ずつ
Bグループ	対応（職員備蓄）	対応（職員備蓄）	休み	
Cグループ	対応（職員備蓄）	休み	対応（職員備蓄）	

### 2 市町村等の活動要員に係る食料備蓄の整備

市町村等は、災害発生時の応急対策活動に従事する職員のローテーション等を考慮して、活動の維持に必要な食料及び水等の備蓄を確保するものとする。

## 第6節 備蓄の推進に係る普及啓発

県及び市町村は、家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進について、県民に対し、インターネット、広報誌等の媒体を利用して、広く普及啓発に努めるものとする。

## 第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

### 1 連携備蓄に基づく備蓄

- (1) 品目 (2) 目標数量

### 2 家庭及び事業所における備蓄の必要性及び推進に係る普及啓発

# 災害予防編（共通）

## 第9部

### 保健衛生対策計画

【平成20年度修正案】

## 第1章 トイレ確保体制の整備

（県防災局、県生活環境部）

### 第1節 目的

この計画は、災害発生地における被災者のトイレを確保するための体制の整備について定めることを目的とする。

### 第2節 県の調達体制の整備

- 1 リース業者と、仮設トイレの調達に関する協定を締結。
- 2 生活必需品販売業者等と、携帯トイレの調達に関する協定を締結。
- 3 県は、応援要請を想定し、平素から、携帯トイレの災害時の応急調達ルートを確認しておくものとする。
- 4 市町村との連携備蓄において、仮設トイレを整備。

### 第3節 市町村の調達体制の整備

- 1 市町村は、平素から、携帯トイレの災害時の応急調達ルートを確認しておくものとする。
- 2 県との連携備蓄において、仮設トイレを整備。

### 第4節 トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講じるものとする。

- 1 **公共施設等の整備**  
学校、福祉施設、公園等の施設整備時は、災害時のトイレ応急対策について市町村防災担当課とあらかじめ協議すること。
- 2 **くみ取り体制の整備**  
災害時にはし尿のくみ取り処理が相当量発生することが予想されるため、あらかじめくみ取りの体制を整備しておくこと。
- 3 **トイレ利用者への配慮**  
災害用トイレ製品に際しては、運搬が容易、手入れが不要又は簡易、高齢者、障害者等でも利用し易いことなどに十分配慮して整備すること。
- 4 **住民への普及啓発**  
災害用トイレの使用方法等に関して、平時より訓練や広報などを通じて住民に広く普及啓発を図ることにより、災害時に円滑な使用が出来るよう備えるものとする。  
また、発災直後においては、住民個々によるトイレ対応が必要とされることから、あらかじめトイレ本体の備蓄に努めるよう住民に対し普及啓発する必要がある。

### 第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 連携備蓄による災害用トイレの整備
- 2 災害用トイレの応急調達ルートの確保
- 3 災害時のし尿くみ取り体制の整備

## 第2章 障害物の除去体制の整備

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第17章 清掃体制の整備計画」  
（県生活環境部、県県土整備部）

### 第1節 目的

この計画は、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する体制を整備することを目的とする。

なお、障害物の除去は、道路、河川等にあつてはその本来の機能を発揮させるため、家屋等にあつては被災者の生活再建に資することを目的として行うものである。

### 第2節 障害物の除去体制の整備

#### 1 県の体制

- （1）被災車両の撤去、移動等について日本自動車連盟中国本部鳥取支部と協定を締結（市町村と共同）。
- （2）建設業者等と資機材応援に関する協定を締結。
- （3）廃棄物関係団体と廃棄物の処理に関する協定を締結。

#### 2 市町村の体制

- （1）市町村は、区域内の清掃能力の把握に努めると共に、災害時の清掃体制についてあらかじめ定めておくものとする。
- （2）市町村は、生活ごみの処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。
- （3）市町村は、災害廃棄物の分別方法をあらかじめ定めておくものとする。特に、収集時に分別を行わない場合については、最終処分に至るまでの行程及び実施責任者について、自らの処理能力（人的及び施設）を踏まえた上で検討し、具体的に定めておくものとする。
- （4）また、がれき等の災害廃棄物について、一時的に集積する場所及び最終処分の方法等をあらかじめ定めておくものとする。

#### 3 県内における清掃関係の施設は、資料編のとおりである。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

#### 1 障害物の除去体制の整備

- （1）区域内の清掃能力の把握、及び災害時の清掃体制の整備
- （2）生活ごみの処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画の整備
- （3）災害廃棄物の分別方法の規定
- （4）がれき等の災害廃棄物の一時的集積場所及び最終処分方法の規定

# 災害予防編（共通）

## 第10部

### 共助協働推進計画

【平成20年度修正案】

## 第1章 民間との防災協力体制の整備

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第22章 民間との協力体制の推進」  
（県防災局）

### 第1節 目的

この計画は、民間企業等の防災力の充実及び共助の推進を目的とする。

### 第2節 民間企業等との防災協力体制整備に向けての取組み

災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図る。

#### 1 防災協力メニューの明確化

県及び市町村は、地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮し、民間企業等の防災協力の具体的なメニューを検討・提示することにより、民間企業等の防災活動への参加を推進するものとする。

#### 2 防災協力事業所登録制度の推進

県及び市町村は、他の自治体で取り組まれている防災協力事業所登録制度等を参考に、登録制度の導入を推進するとともに、制度を導入した際は、ホームページや広報誌等を活用し周知を図るものとする。

#### 3 防災協力協定の締結の推進

県及び市町村は、様々な業種の民間企業等との応援協定の締結を推進し、多様な応急対策を確保するとともに、地域の防災の問題意識を共有する関係の構築を推進するものとする。

#### 4 民間企業等と県、市町村の連携強化

県及び市町村は、民間企業等との連携を強化するため、情報共有のための連絡会等の設置や交流の推進、災害時の積極的な情報共有などの取組みを推進するものとする。

#### 5 効率・効果的な防災協力の推進

県及び市町村は、防災訓練などへの民間企業等の参加を推進し、平時から防災協力のための体制整備を推進するものとする。

#### 6 民間企業等の防災力の向上

(1) 民間企業等は、建物の耐震化や住宅の耐震化の啓発、備蓄資機材の充実や防災訓練の実施等を推進し、自らの防災力の向上に努めるものとする。

(2) 県及び市町村は、民間企業等の防災力の向上を積極的に支援するものとする。

#### 7 防災協力活動に対するインセンティブの付与

県及び市町村は、民間企業等の防災協力活動が十分に評価される機運の醸成に努めるとともに、防災協力を促進させる仕組みを推進するものとする。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

#### 1 民間企業等との防災協力体制の整備

(1) 防災協力メニューの明確化による民間企業等の防災活動への参加推進

(2) 防災協力事業所登録制度の推進

(3) 防災協力協定の締結の推進

(4) 民間企業等との連携強化

(5) 民間企業等との効率・効果的な防災協力の推進

(6) 民間企業等の防災力向上のための各種支援

(7) 民間企業等の防災協力活動に対するインセンティブの付与

## 第2章 ボランティア受入体制の整備

(旧) 共通対策編 第2部 災害予防計画 「第21章 ボランティア受入計画」  
(社会福祉協議会、日本赤十字社、県医師会、県福祉保健部)

### 第1節 目的

この計画は、災害時のボランティアの受入体制の整備を図ることを目的とする。

### 第2節 ボランティア受入体制の整備

#### 1 生活支援ボランティア受入体制の整備

- (1) 災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、情報の収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターの組織化に努める。
- (2) ニーズの把握に当たっては、老若男女の視点からの意見が反映されるよう、情報の収集体制の整備に配慮する必要がある。
- (3) 県・市町村・県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会は、ボランティア受入体制の整備や、災害時のボランティア活動について、連携した活動を実施する体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県社会福祉協議会によるボランティア受入体制の整備
  - ア ボランティアコーディネーターの養成
  - イ 「災害救助ボランティア活動マニュアル」の作成支援（県社会福祉協議会が作成した「災害救援ボランティア活動支援マニュアル策定指針」等を参考に、市町村社協が作成）
  - ウ 市町村ボランティアセンターの立ち上げ方法等について研修会実施

#### 2 医療救護関係ボランティア受入体制の整備

- (1) 基本方針
  - ア 被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定される。
  - イ 災害時には、この分野での日赤の役割が大きく、本県の体制においても日赤の活動を根幹とし、補完的な観点から県独自のボランティア体制整備を図ることとする。
- (2) 活動内容  
救命措置、応急手当、巡回診療、健康相談等の実施
- (3) ボランティアの構成員  
県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者
- (4) 業務内容
  - ア 県
    - (ア) 保健所は、地域医師会等医療関係団体と協議し、他地区への災害時の派遣可能人員の把握に努める。
    - (イ) 県本庁は、県総合事務所福祉保健局からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、日赤鳥取県支部と調整を行い、県内外からの派遣者受入れの体制整備に努める。
    - (ウ) 県総合事務所福祉保健局、県医師会等において情報が錯綜する恐れがあるため、「災害時の医療救護マニュアル（県福祉保健部）」により情報集約の方法を定め、情報整理を行うものとする。
  - イ 医師会
    - (ア) 地域医師会は、管内の災害時の派遣可能人員を登録し、リストを作成する。
    - (イ) 県医師会は、県と調整を行い、県内の派遣体制の確立に努める。
  - ウ 日赤鳥取県支部  
他県支部からの派遣者の受入れについて、情報収集を行う。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 生活支援ボランティアの受入体制の整備
- 2 医療救護関係ボランティアの受入体制の整備

## 第3章 自主防災組織の整備

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第24章 自主防災組織の整備計画」  
（県防災局、市町村）

### 第1節 目的

この計画は、自主防災組織や町内会などの防災活動を行う組織の整備充実や地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制を整備することを目的とする。

### 第2節 自主防災組織の整備

#### 1 自主防災組織の重要性

「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（災害対策基本法第5条第2項）である自主防災組織は、災害発生時にその被害を防止し、軽減するため防災活動を行う組織である。とりわけ、災害発生直後の要救助者の救出、初期消火等を迅速に行うに当たっては、自主防災組織の活動が極めて重要である。

#### 2 自主防災組織の現況（平成19年4月1日現在）

	管内世帯数(A)	組織されている地域の世帯数(B)	組織率(%) (B/A)
鳥取県	222,832	118,085	52.9%
全国	51,713,048	36,181,223	69.9%

#### 3 地域住民等による自主防災組織等の整備・強化

- (1) 町内会等を基盤として自主防災組織等の結成に努めるものとする。
- (2) 自主防災組織等の円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めるものとする。
- (3) 自主防災組織等の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。

#### 4 自主防災組織等に対する支援

- (1) 県、市町村及び消防局は、地域の自主防災組織や職場自衛消防組織の育成強化を図るとともに、その指導を行うものとする。
- (2) 市町村は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、各種資機材及び保管庫等の整備充実を図るものとする。
- (3) 消防局は、自主防災組織等が活動するに当たり、その実効性を高めるため、組織からの求めに応じての協力を図るものとする。
- (4) 県は、自主防災組織の整備推進にあたり、以下のとおり支援策を講じるものとする。
  - ア 自主防災組織相互の連携強化のための、情報交換の場や連絡協議会の設置
  - イ リーダー研修会の開催による組織のリーダー育成
  - ウ 県の広報媒体（ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞広告等）の利用による、組織立上げや訓練、研修会等への参加に係る普及啓発
  - エ 自主防災活動促進事業の活用による組織率向上の推進

#### 5 日本防災士会鳥取県支部との連携

県及び市町村は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。

### 第3節 自主防災組織の編成

1 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、市町村や地域の実情に応じて定めるものとする。

- |           |         |            |
|-----------|---------|------------|
| (1) 情報班   | (2) 救助班 | (3) 消火班    |
| (4) 避難誘導班 | (5) 救護班 | (6) 給食・給水班 |

2 組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

- (1) 活動班員については、特定の地域の住民に偏らないよう配慮する。また、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせるものとする。特に、設立後に継続して活動することが重要なので、消防防災経験者（消防職団員、警察官、自衛隊員、自治体の防災担当部局経験者等）、防災意識の高い者（防災士、防災ボランティア等）、コミュニティ活動を活発にしている者（町内会役員、民生委員、PTA役員、ボランティア活動者等）を活動の中心に据えることが望ましい。
- (2) 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務して活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。
- (3) 女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組むことに

努めるものとする。

## 第4節 自主防災組織の活動内容

### 1 平常時の活動

- (1) 防災に関する知識、技術の習得、向上
- (2) 地域における危険箇所の把握及び認識（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
- (3) 地域における避難経路・避難体制や消防防災施設の把握及び広報
- (4) 災害時要援護者の把握と支援体制
- (5) 地域における情報収集・伝達体制、要救助者の救出体制の確認
- (6) 避難所・医療救護施設の確認
- (7) 簡易型災害図上訓練や防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、災害時要援護者の避難誘導、初期消火訓練を含む）の実施

### 2 災害発生時の活動

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 地域住民の安否確認と避難誘導（特に災害時要援護者に配慮）
- (3) 要救助者の救出
- (4) 出火防止と初期消火
- (5) 給食・給水

## 第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

### 1 自主防災組織等に対する支援

- (1) 地域の実情に即した自主防災組織等の整備、強化
- (2) 地域の自主防災組織等の育成強化及び指導
- (3) 各種防災資機材及び保管庫等の整備充実

# 災害予防編（共通）

## 第11部

### 住宅対策計画

【平成20年度修正案】

## 第1章 建築物応急危険度判定実施体制の整備

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第14章 宅地・建物の被災判定実施体制の強化」  
（県生活環境部）

### 第1節 目的

この計画は、災害時において建物に係る危険性を早期に判定する「応急危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止することを目的とする。

### 第2節 建築物防災への取組

#### 1 鳥取県建築物防災・復旧対策協議会

県（生活環境部）・市町村は、地震による建築物の防災・復旧対策を的確に実施するため、鳥取県建築物防災・復旧対策協議会を設置し、以下の事業等についてあらかじめ調整を行う。

- （1）建築物の耐震対策の促進に関すること。
- （2）被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に関すること。
- （3）住宅相談の実施体制の整備に関すること。
- （4）り災証明の技術支援の実施体制の整備に関すること。

#### 2 鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」により事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

なお、当該マニュアルは、以下の3つのマニュアルから構成されている。

- （1）地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル
- （2）「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル
- （3）住宅相談業務マニュアル

### 第3節 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

県及び市町村は、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

なお、県においては、実施体制確保のため、鳥取県地震被災建築物応急危険度判定要綱を定めている。

#### 1 県の体制整備

- （1）応急危険度判定制度に関する普及、啓発
- （2）応急危険度判定士の養成、登録
- （3）県、市町村及び社団法人鳥取県建築士会等関係団体との連携体制の保持
- （4）震前判定計画の整備
- （5）応急危険度判定コーディネーターの養成

#### 2 市町村の体制整備

市町村は、市町村地域防災計画による被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

#### 3 住民への日ごろからの周知

県・市町村は、制度の意味を知らない住民に対し、不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度の意義を日ごろから住民に周知するものとする。

### 第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化
- 2 応急危険度判定制度の住民への周知

## 第2章 被災宅地応急危険度判定実施体制の整備

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第14章 宅地・建物の被災判定実施体制の強化」  
（県土整備部）

### 第1節 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「応急危険度判定」の実施体制を整備することを目的とする。

### 第2節 宅地建物防災への取組

#### 1 鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会

県（県土整備部）・市町村は、地震又は降雨により大規模な宅地被害が発生した場合の宅地危険度の判定を迅速的確に実施するため、鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会を設置し、以下の事務等に関する連絡調整や制度の充実にを図る。

- （1）被災宅地危険度判定の実施体制の整備に関すること。
- （2）被災宅地危険度判定に使用する道具の確保に関すること。
- （3）被災宅地危険度判定士の養成及び登録への協力に関すること。

### 第3節 被災宅地の応急危険度判定の実施体制の強化

県及び市町村は、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

なお、県においては、実施体制確保のため、鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱を定めている。

#### 1 県の体制整備

- （1）応急危険度判定制度に関する普及、啓発
- （2）被災宅地危険度判定士の養成、登録
- （3）県、市町村及び関係団体との連携体制の保持

#### 2 市町村の体制整備

- （1）被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備
- （2）被災宅地危険度判定について住民に周知

### 第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被災宅地危険度判定の実施体制の整備
- 2 被災宅地の応急危険度判定の実施体制の強化
- 3 被災宅地応急危険度判定制度の住民への周知

### 第3章 応急住宅の確保体制の整備

（旧）共通対策編 第3部 災害応急対策計画 「第21章 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」  
（県生活環境部）

#### 第1節 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損によって居住ができなくなった世帯に対する応急修理の体制、及び応急住宅の提供体制を整備することを目的とする。

#### 第2節 民間賃貸住宅等の活用

(1) 県及び市町村は、応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけでなく、民間賃貸住宅等を借り上げて対応することも可能であるため、民間空き家の利用計画をあらかじめ定める。

(2) 県は、災害時の応急仮設住宅として使用可能な民間賃貸住宅等の活用体制を整備するものとし、民間賃貸住宅等の空室状況の把握等を円滑に行うため、宅地建物取引業の業種団体等と応援協定を締結する等、業種団体等との連携体制の構築に努めるものとする。

#### 第3節 建設資機材及び建設業者の把握

1 県は、被災住宅の応急修理に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

2 県は、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

#### 第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 応急仮設住宅の確保対策

# 災害予防編（共通）

## 第12部

### 文教対策計画

【平成20年度修正案】

## 第1章 文化財災害対策

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第18章 文化財災害予防計画」  
（県総務部、県教育委員会）

### 第1節 目的

この計画は、文化財や歴史的に価値がある公文書等を各種災害から保護することを目的とする。

### 第2節 現況

文化財の指定又は選定については、国においては文化財保護法によって文部科学大臣が、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群・文化財の保存技術の7部門に大別し、それぞれの部門ごとに重要なものを指定又は選定している。県においては、鳥取県文化財保護条例によって県教育委員会が国と同じ7部門ごとに国の指定・選定に準ずるものを指定し、又は選定することになっている。市町村においては、それぞれの条例に基づき指定している。なお、県下における指定文化財の現状は、資料編のとおりである。

また、歴史的に価値がある公文書等については、県公文書館や図書館等で収集・保管に努めているところであるが、県や市町村が把握していない個人が所有している文書等も相当数あるものと思われる。

### 第3節 文化財の保護管理

#### 1 保護・管理等の責任

指定又は選定された文化財の保護・管理等については、国・県とも当該文化財の所有者・管理者等の責任において行うことになっている。

#### 2 保護・管理等の指導

- (1) 国の指定又は選定に係るものについては文化庁長官が、県の指定又は選定に係るものについては県教育委員会が、保護・管理等について必要な命令・勧告・指示・助言をすることができることになっている。
- (2) 所有者・管理者等が、文化財の保護・管理等に多額の経費を要し、その負担に堪えない場合には、その経費について補助する制度が設けられている。

### 第4節 災害予防対策

#### 1 対象物

防災上留意している文化財の種別は、建造物と美術工芸に属する工芸彫刻（主として仏像）及び考古資料等であり、これらの文化財は概ね水利の不便な場所にある。

#### 2 対策

- (1) 施設整備
  - ア 建造物関係については、破損、腐朽箇所を修理を行い、自動火災警報設備・避雷針・貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図る。
  - イ 美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的対策と考えられるので、適宜指導、補助を行う方針である。
  - ウ 必要に応じて、水損の少ない消火設備の整備を図ると共に、耐震化の措置を図る。
- (2) 火災予防体制の指導  
「第4章 消防活動体制の整備」を参照すること。

#### 3 その他の留意点

災害等によって埋没・水没した重要な公文書等については、その歴史的な価値等に応じて可能な限り修復等を行い保存する必要があるため、安易に破棄することがないように平時から周知を図るものとする。

また、これらの文書等が浸水等による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう、併せて周知を図るものとする。

### 第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村の保有する文化財、公文書等の災害予防体制の整備

# 災害予防編（共通）

## 第13部

### 農業災害計画

【平成20年度修正案】

## 第1章 農業災害予防対策

（旧）共通対策編 第2部 災害予防計画 「第16章 農業災害予防計画」  
（県農林水産部）

### 第1節 目的

この計画は、災害時に農作物に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農業被害を最小限に留め、農作物の安定生産に寄与することを目的とする。

### 第2節 農業防災体制

気象の長期予報、異常天候早期警戒情報又は警報等に基づき、大規模な農作物災害が発生するおそれがあるときは、鳥取県農業気象協議会が、被害予防のため各農業関係機関、団体の行う技術指導の一元化と総合化を図りつつ農作物等の防災に関する技術対策の樹立と普及徹底に努める。

この鳥取県農業気象協議会は、県農林総合研究所長を会長とし、事務局は、県農林総合研究所内に設置する。

#### 【異常天候早期警戒情報とは】

情報発表日の5日後から14日後までを対象として、7日平均気温が「かなり高い」または「かなり低い」となる確率が30%を超えると予測した場合に発表される情報（発表日は毎週火曜日と金曜日）。なお、「かなり高い」または「かなり低い」とは、平均気温差がおよそ2 の場合をいう。

当該情報により、稲作においては深水管理や田植え時期の調整による活着不良対策、果樹の凍霜害対策への利用が見込まれる。

### 第3節 農作物の災害予防対策

#### 1 災害防止の技術指導

災害別農作物の防災技術については、その都度、県農業気象協議会が樹立するが、災害多発地帯の農林局等は、平素から関係農家に対し災害予防に関する技術指導に努める。

#### 2 資機材の確保

台風その他の災害が予想される場合、予防措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材の確保、あっせん等を行い、被害防止に努める。

また、県及び市町村は平素から資機材等の確保・調達の体制構築に努めるものとする。

### 第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 農作物の被害予防に関する気象情報等の伝達体制の確立
- 2 農業災害の防止に関する技術対策等の情報の啓発、周知等

# 災害予防編（共通）

## 第14部

### 被災者支援計画

【平成20年度修正案】

## 第1章 被災者支援体制の整備（新設） （新設により下線略）

（県防災局、県関係部局、県教育委員会）

### 第1節 目的

災害により被災した県民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

### 第2節 被災者支援体制の整備

#### 1 私人間の紛争の防止及び調整体制の整備

##### （1）土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

県（防災局等）は、これらの紛争について原則介入しないものとするが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に行われるよう、あらかじめ、これらの専門家等の団体への調整の要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

##### （2）地籍調査の推進

県（農林水産部）及び市町村は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

#### 2 被災児童等の援護体制の整備

県（福祉保健部、教育委員会）及び市町村は、メンタルケアや保育所の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

#### 1 被災児童等の援護体制の整備